

第 3 次京丹後市一般廃棄物処理基本計画 (案)

令和 7 年●月

京 丹 後 市

目次

第 1 章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画対象区域	3
4 計画目標及び計画目標年次	3
5 計画の点検、評価、見直し	3
第 2 章 ごみ処理基本計画	4
1 基本理念	4
2 将来人口の推計	4
3 ごみの発生量及び処理量の計画目標設定	5
4 ごみ減量化・再生利用促進施策	7
5 分別排出計画	12
6 ごみ処理計画・施設計画	14
7 その他の方針	16
第 3 章 ごみ処理の現状	17
1 ごみ処理体系の概要	17
2 収集運搬の状況	19
3 中間処理施設及び最終処分場の現状	19
4 ごみ排出量の推移	22
5 ごみの性状	25
6 資源化量の推移	26
7 ごみ処理実績	27
8 ごみ処理経費	28
9 国及び京都府の動向	29
10 問題点の整理と課題の抽出	30
第 4 章 生活排水処理基本計画	33

1 はじめに	33
2 基本方針	40
3 生活排水の排出の状況	41
4 生活排水の処理主体	42
5 生活排水の処理計画	42
6 し尿・汚泥の処理計画	45
7 その他の方針	48

第5章 地域の概況

49

1 位置と地勢	49
2 気象	50
3 人口	51
4 産業	53
5 土地利用	55

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月施行）を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画において、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すことが示されている。これを実現する上で、ごみの発生抑制および再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収といった取り組み等、住民一人一人や事業者、ごみ行政に課せられた役割は大きくなっている。

こうしたことを背景に、京丹後市（以下「本市」という。）では、平成 19 年 3 月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画」を、平成 27 年 3 月「京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」を、令和 2 年 3 月に「京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次・中期）」（以下「現計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところである。

今回、現計画の策定より 5 年が経過し、中間目標年度となったこと、また、当計画は 5 年ごとに適宜見直しを行うこととしているため、第 3 次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定する。本計画は、ごみの排出抑制・再利用を行うことで循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、ごみゼロ、ゼロウェイストへ長期的展望に立ったごみ処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。同時に、循環型社会の構築に向け重要な「発生抑制」について、住民・事業者・行政がパートナーシップの下に取り組むための行動指針とする。加えて、現在、本市では、最終処分場における残余容量のひっ迫や、焼却施設の老朽化等、廃棄物処理施設の更新に関する検討を行わなければならない時期に直面している。こうした状況を踏まえ、本計画では、本市における今後の廃棄物処理処分の方向性等を示すこととする。

また生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道や合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理のあるべき姿と方向性を示すものとする。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき、一般廃棄物に関して行政が策定するマスタープランである。

本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月）」（以下、「策定指針」という。）や関係法令等に準拠するとともに、国や京都府の廃棄物処理に係る基本方針等を踏まえ策定する。

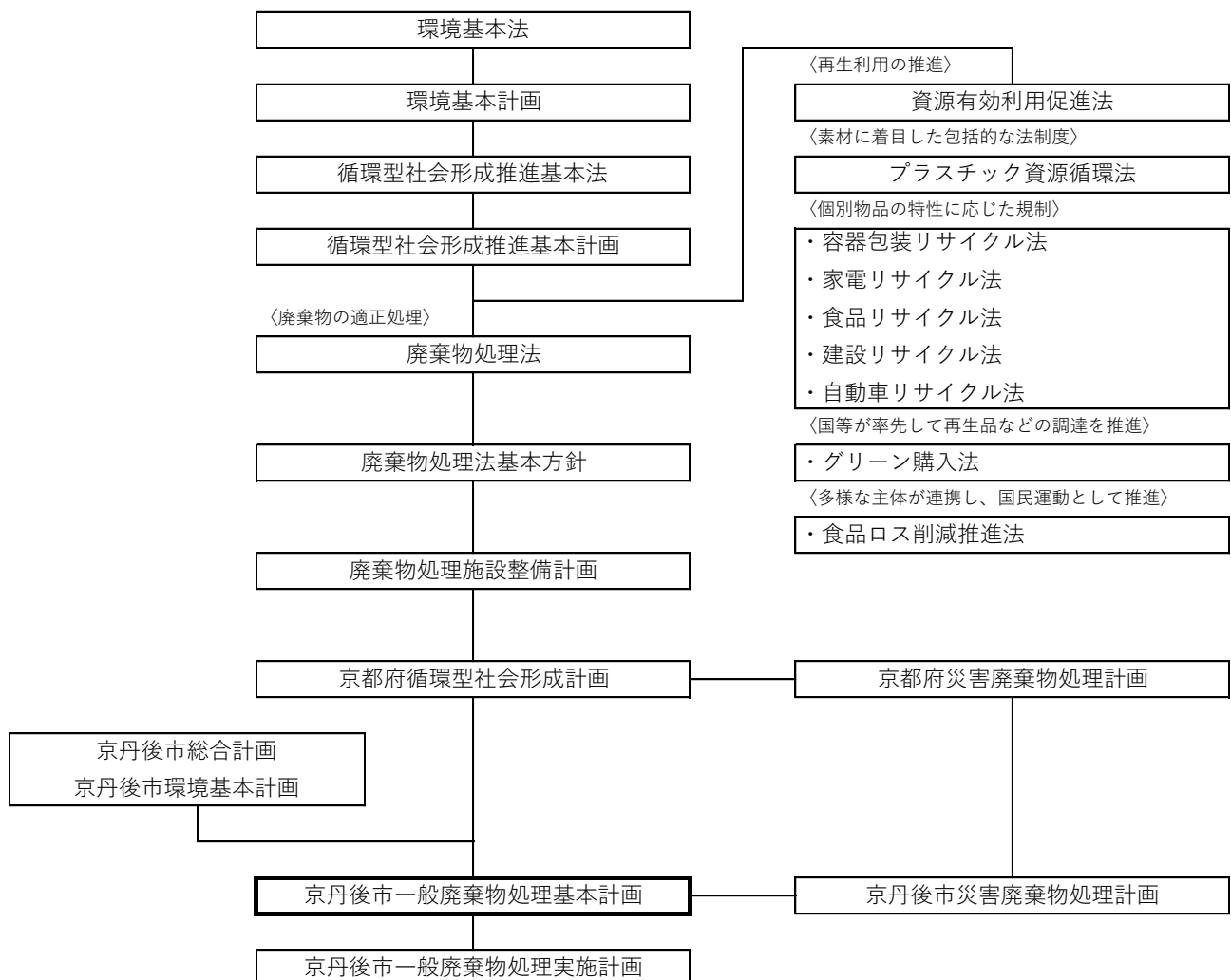


図 1-2-1 本計画の位置づけ

3 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、京丹後市全域とする。

4 計画目標及び計画目標年次

本計画の目標設定期間は、長期的な視点からの計画を考慮し 18 年間とする。

なお、初年度を計画策定時の次年度（令和 7 年度）、計画目標年次を 18 年目の令和 24 年度とする。

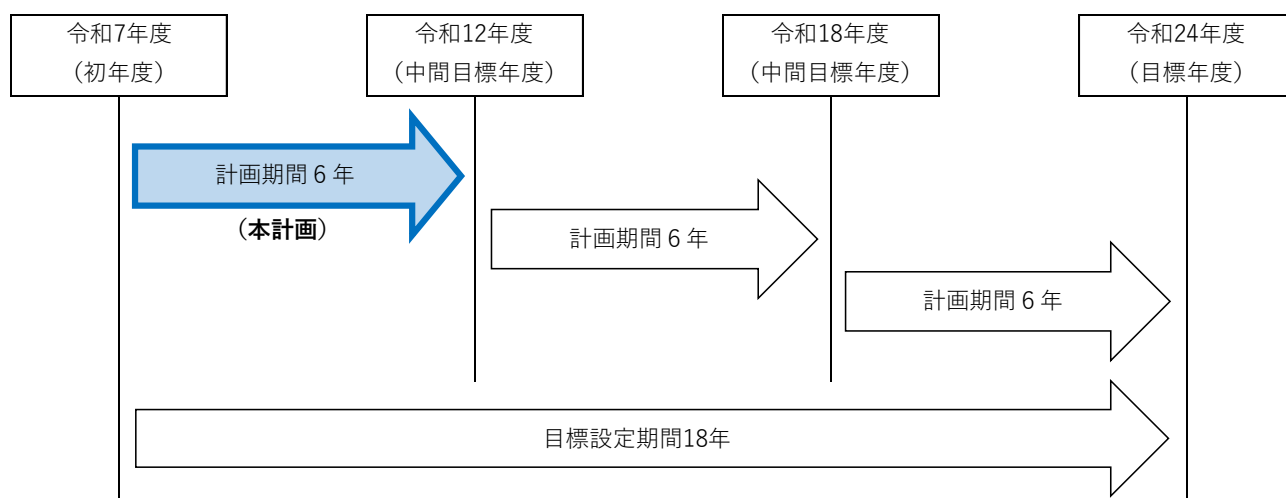


図 1-4-1 計画期間

5 計画の点検、評価、見直し

策定指針では、一般廃棄物処理計画を以下に示す「PDCA サイクル」により継続的に計画の点検、評価、見直しを行う必要があると示されている。本計画では、策定指針の考え方に則り、継続的に計画の点検、評価、見直しを行い、より実効性の高い計画とする。

なお、本計画は 18 年間という長期的な計画となることから、令和 12 年度と令和 18 年度の間目標年次に加え、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合等に適宜見直しを行うものとする。

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

第3次京丹後市総合計画での基本理念、「自治と協働によって進めるまちづくり」に基づく7つのまちづくりの目標の1つである、目標6「美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち」を、本計画の基本理念に定める。

< 基本理念 >

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり

ごみの分別、減量や再資源化の推進に努め、できる限りごみの最終処分量を減らすとともに、ごみゼロへの長期展望の上に適正で安定したごみ処理体制を確立する。

2 将来人口の推計

将来人口の予測については、「京丹後市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和4年7月改定）（以下「人口ビジョン」という。）」を採用する。人口ビジョンの推計人口は5年毎であることから、各年度間については直線的に補完した。

なお、将来人口の予測値は以下に示すとおりである。

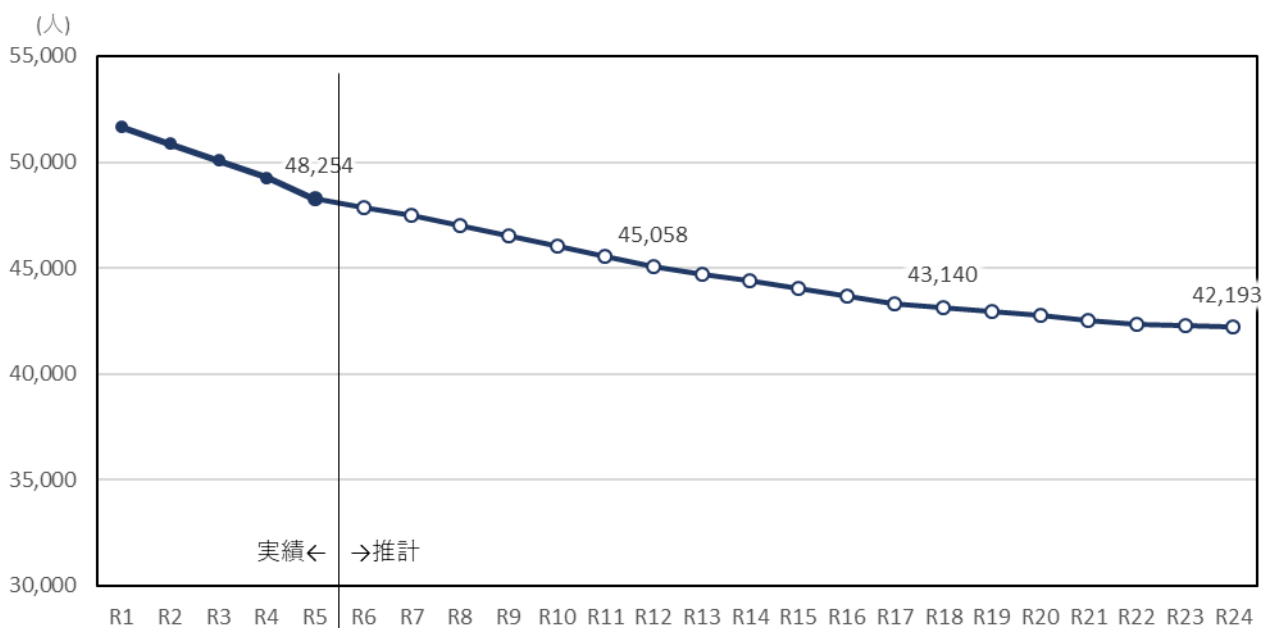


図 2-2-1 人口の実績及び将来推計

3 ごみの発生量及び処理量の計画目標設定

(1) 従来から実施している施策を継続して実施した場合の将来推計値

令和 5 年度までの実績値と従来から実施している施策のみを継続して実施した場合のごみ排出量等の将来推計値を以下に示す。

表 2-3-1 現状維持した場合のごみ量推計結果

		実績値	推計値		
		令和5年度 (2023)	令和12年度 (2030)	令和18年度 (2036)	令和24年度 (2042)
人口	(人)	48,254	45,058	43,140	42,193
排出量合計	(t)	20,699	21,607	21,080	20,821
排出量合計（集団回収量除く）	(t)	18,914	19,822	19,295	19,036
家庭系ごみ	(t)	11,458	12,366	11,839	11,580
事業系ごみ	(t)	7,456	7,456	7,456	7,456
集団回収量	(t)	1,785	1,785	1,785	1,785
1人1日当たり排出量	(g)	752	752	752	752

(2) 目標

本計画における目標を以下に示す。

	令和 5 年度実績	令和 12 年度目標	令和 24 年度目標
1 人 1 日 当 たり 排 出 量	752 g	738 g	714 g
事業系ごみ排出量	7,456 t	7,288 t	7,000 t
リサイクル率	17.0%	27.6%	27.6%

(3) 計画数値

令和5年度までの実績と、計画目標に基づき減量化を達成するためのごみ排出量等の計画数値を以下に示す。

表 2-3-2 計画数値

		実績値	推計値		
		令和5年度 (2023)	令和12年度 (2030)	令和18年度 (2036)	令和24年度 (2042)
人口	(人)	48,254	45,058	43,140	42,193
排出量合計	(t)	20,699	19,424	18,574	18,001
排出量合計（集団回収量除く）	(t)	18,914	17,639	16,789	16,216
家庭系ごみ	(t)	11,458	10,351	9,645	9,216
事業系ごみ	(t)	7,456	7,288	7,144	7,000
集団回収量	(t)	1,785	1,785	1,785	1,785
1人1日当たり排出量	(g)	752	738	726	714

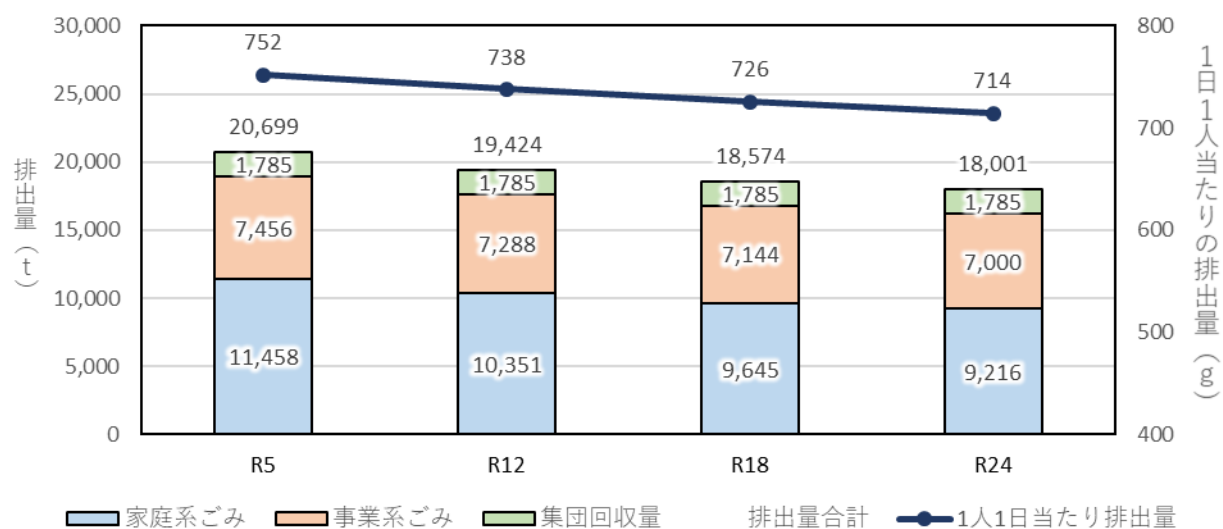


図 2-3-1 計画数値

4 ごみ減量化・再生利用促進施策

(1) 施策体系

基本方針	施策	取組内容
基本方針 1 ごみの発生抑制、再使用の促進	① リフューズ（購入拒否）、リデュース（発生抑制）の促進	生活系ごみの発生抑制の取組
		事業系ごみの発生抑制の取組
		市役所の率先行動
	② 食品ロス削減	市民・事業者等と連携した取組の促進
		食品ロス削減を促す啓発活動の推進
	③ リユース（再使用）の促進	リユースの促進
	④ 啓発活動の推進	市民・事業者への啓発活動の推進
基本方針 2 分別排出・リサイクル（再生利用）の促進	① 分別収集によるごみの減量・資源化の促進	分かりやすいごみ分別情報の提供
		分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進
	② 古紙・食品残渣等の再資源化の促進	古紙回収の促進
		食品残渣の再資源化の促進
		新たな品目の資源化の検討
	③ リサイクルの促進	リサイクル製品の購入・販売の促進
		回収拠点の在り方の検討及び利用の促進
基本方針 3 ごみの適正処理に向けた体制の構築	① ごみの適正処理に向けた体制の構築	効率的なごみ処理システムの検討
		収集方法の変更についての検討
基本方針 4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化	① 不法投棄対策	不法投棄対策の推進
	② 災害時の廃棄物処理	災害廃棄物処理の体制整備

(2) 施策内容

基本方針1 ごみの発生抑制、再使用の促進

ごみの発生抑制と減量化のためには、市民・事業者・市それぞれが主体となり、ごみを出さない意識や社会づくりを推進していくことが必要となる。この意識醸成のための支援や情報提供をしていくことにより、ごみの更なる発生抑制と減量化を進める社会の形成を図る。

① リフューズ（購入拒否）、リデュース（発生抑制）の促進

(ア) 生活系ごみの発生抑制の取組

- ・マイバックを利用し、レジ袋を利用しない。
- ・過剰包装や不要な包装を断る。
- ・安いからといってむやみに物を買わず、使う物、使う量だけ購入する。
- ・マイボトル・マイカップを使用する。
- ・使い捨て商品より長く使えるものを購入する。
- ・使い捨て製品の使用を控える。
- ・コンポストによる生ごみ堆肥化等、適正な自家処理に努める。

(イ) 事業系ごみの発生抑制の取組

- ・製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行う。
- ・廃棄物になるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努める。
- ・循環型社会（SDG s）の観点に合わない一般廃棄物としての処理について、食品残渣を含め、資源化・再利用するよう努める。
- ・排出事業者において、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、循環型社会に貢献する。

(ウ) 市役所の率先行動

- ・事務に要する紙類の減量や、会議の案内や資料等を電子化し、一層のペーパーレス化を推進する。
- ・イベント等でのごみの発生抑制、分別、リサイクルを推進する。
- ・使い捨て製品に頼らない生活習慣を実践する。

② 食品ロス削減

(ア) 市民・事業者等と連携した取組の促進

- ・食材の買いすぎや作りすぎに注意する。
- ・手前どりを行い、賞味・消費期限の短い商品を購入する。
- ・量り売りを推奨する。
- ・子どもや小食な人でも食べきれる少量メニューの提供を促進する。

(イ) 食品ロス削減を促す啓発活動の推進

- ・他都市で採用されている施策等について情報収集を行い、本市での採用に関して検討を行う。
- ・食品ロス削減についての学習機会を提供する。

③ リユース（再使用）の促進

(ア) リユースの促進

- ・壊れたものはできる限り修理して使う。
- ・詰め替え商品の利用を促進する。
- ・所属部署で不要となった利用可能なものは、他部署で活用する。
- ・市民団体などによる不用品の交換会の開催情報を広報し再利用を促す機会を促進する。

④ 啓発活動の推進

(ア) 市民・事業者への啓発活動の推進

- ・市広報紙やホームページ等を活用した定期的な情報発信を行う。
- ・出前講座や施設見学会などの様々な機会を活用した環境教育活動を推進する。
- ・小中高生をターゲットとした環境学習の機会を提供する。
- ・家庭内でのごみの分別・資源化等について話し合える環境づくりを推進する。

基本方針 2 分別排出・リサイクル（再生利用）の促進

排出されたごみの中には、依然として資源化できるものが多く含まれていることから、ごみと資源物の分別を徹底することで、ごみの資源化に大きな効果をもたらすことが期待される。

今後、市民や事業者が分別・資源化に取り組みやすい仕組みづくりや新たな資源化手法の導入を更に進めていくこととする。

① 分別収集によるごみの減量・資源化の促進

(ア) 分かりやすいごみ分別情報の提供

- ・ごみカレンダーや分別パンフレットによる情報発信を継続する。
- ・DXを活用した分別案内を検討する。

(イ) 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進

- ・既に実施しているプラスチック容器包装の資源化に加えて、製品プラスチックについても資源化に向けて検討する。
- ・廃棄物処理法第 11 条 2 項に規定されている産業廃棄物を新たに分別収集対象品目とするか検討する。

② 古紙・食品残渣等の再資源化の促進

(ア) 古紙回収の促進

- ・ 雑がみの分別回収を促進する。
- ・ 古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める。

(イ) 食品残渣の再資源化の促進

- ・ 回収団体による廃食用油の回収を促進する。
- ・ 生ごみ等のバイオマス資源を焼却せず資源化するための実現可能な手段を検討する。

(ウ) 新たな品目の資源化の検討

- ・ 先進事例の取組及び新技術の積極的な導入などによる新たな品目の資源化を検討する。

③ リサイクルの促進

(ア) リサイクル製品の購入・販売の促進

- ・ 「エコマーク」など環境ラベルのついた商品を購入するなど、グリーン購入を行い、リサイクル商品の利用を促進する。
- ・ 再生原料使用商品の販売を促進する。

(イ) 回収拠点の在り方の検討及び利用の促進

- ・ 先進事例を踏まえ、回収拠点の在り方について検討する。
- ・ 市各庁舎、図書館・地域公民館、廃棄物処理施設に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収を行う。
- ・ 必要に応じて無料回収及び拠点回収について回収形態を再検討する。
- ・ 購入店舗の引き取りやその他引き取り拠点の設置で家電リサイクルの推進を図る。

基本方針3 ごみの適正処理に向けた体制の構築

現在計画を進めている新たなごみ処理施設の整備に合わせ、より効率的なごみ処理システムを検討する。また、ごみの収集運搬の委託事業者との情報共有を行い、より効率的な収集・運搬体制を検討する。

① 効率的なごみ処理システムの検討

(ア) 効率的なごみ処理システムの検討

- ・ 効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
- ・ その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につながる施策の検討を行う。

(イ) 収集方法の変更についての検討

- ・ 拠点回収を行っているプラスチック、ペットボトル、缶、びん等について、収集効率の向上等を目的としてステーション収集への変更を検討する。

基本方針4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、ごみの不法投棄等の対策を引き続き実施する。また、大規模災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備を図る。

① 不法投棄対策

(ア) 不法投棄対策の推進

- ・ 市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。
- ・ 警察署や保健所などの関係機関と連携し、不法投棄防止対策に取り組む。
- ・ 各種団体等が行うボランティア回収等へ、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、積極的に支援を行う。

② 災害時の廃棄物処理

(ア) 災害廃棄物処理の体制整備

- ・ 一時仮置き場の想定のほか、近隣市町村との共同処理体制の確立に努め、災害廃棄物処理計画の策定及び改訂、各種協定の締結等、体制整備を進める。
- ・ 災害廃棄物対策指針に基づき、地域防災計画の廃棄物処理計画をより具体化するものとして、京丹後市災害廃棄物処理計画を策定する。

5 分別排出計画

(1) 家庭系一般廃棄物

- ア 家庭系ごみの分別収集は、今後も現状の分別収集体制の継続を基本とする。ただし、プラスチック資源循環促進法への対応検討のほか、再資源化率の向上、最終処分量の削減及び効率的な収集運搬が行えるよう継続して検討を行う。
- イ 資源ごみ、製品プラスチック類、缶（エアゾール）類、引取義務外家電、電池類・危険物等に係る分別排出及び収集体制は、必要適切または処理困難性等に基づく整理を適時適切に行う。

(2) 事業系一般廃棄物

- ア 事業系ごみは、これまでと同様、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することとする。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することができるものとする。
- イ 市の処理施設において受け入れる事業系一般廃棄物は、循環利用の促進と適正処理の徹底を図ることを目的として、必要に応じ排出者を明確にする受入措置を講ずる。
- ウ 「食品ロス削減」食品関連事業者（食品関連製造業・食品関連小売業・コンビニエンスストア、持ち帰り・宅配飲食サービス業（給食事業を除く））は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき、食品廃棄物等の発生抑制に取り組むものとする。

※ 事業とは、一般的に一定の目的を持ってなされる同種の行為の反復継続的遂行により行われる活動をいい、営利を目的とするもののみならず、非営利活動も含まれる。また規模の大小や、法人によるものか個人によるものかを問わない。

(3) 法第 11 条第 2 項に規定する処理

- ア 本市では、条例により、「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、「併せ産業廃棄物」を受け入れ、処理する。
- イ 上記廃棄物以外の産業廃棄物は一般廃棄物処理施設で受け入れ又は回収しないこととし、排出した事業者自らがその廃棄物を処理する。
- ウ 今後は、処理施設等の持続可能性、必要適切または処理困難性等に基づき、一般廃棄物処理施設における処理対象物の品目について検討を行う。

(4) 在宅医療系廃棄物

- ア 近年、在宅医療行為の増加に伴い、これまでの医療機関等からのみでなく、一般家庭から

も点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される状況にある。このため、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ちこみ処理することとする。

イ 病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

(5) 適正処理困難物

ア 廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した適正処理困難物(廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫等)については、本市の処理施設では受け入れを行わないものとする。

イ 適正処理困難物として表に示す品目については、市による収集運搬、処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを依頼することとする。

表 2-5-1 適正処理困難物

区分	品目
各種リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ、液晶・有機 EL・プラズマ式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン（小型電子機器としてのみ受入れ）
	自動車（部品含む）
	オートバイ（部品含む）
危険物（引火性）	廃油、その他引火性の溶剤など
危険物（爆発性）	ガスボンベ（カセットボンベを除く）、消火器
危険物（有害性）	毒薬、劇薬（農薬、肥料を含む）
その他処理困難物	タイヤ、大型農業用機械（部品含む）、バッテリー、ピアノ（電子ピアノを除く）、耐火金庫、ボイラ等の給湯器、廃船、太陽熱温水器、ソーラーパネル

(6) その他適正排出を要する廃棄物

ア リチウムイオン電池類、小型充電式電池等

リチウム蓄電池を含む製品が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時に発火する危険性が高いため、不燃ごみや粗大ごみの中に残されることがないように、選別できるものは選別し、他の廃棄物に混ぜて出さないこと。

イ エアゾール製品

エアゾール製品等をごみとして排出する際は、製品を最後まで使い切る、缶を振って音を確認するなど充填物が残っていないか確認する、ガス抜きキャップがある製品は、火気のな

い風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、など使用者の責任による適切な取り扱いが求められる。

ウ 残置物

一般家庭から出る残置物は一般廃棄物となるが、元々の占有者が適切に処理することを前提とし、この運搬には一般廃棄物の収集運搬許可（元々の占有者がいない、不明の残置物に係る収集運搬を除く）が必要となる。

6 ごみ処理計画・施設計画

（１）処理計画

ア 収集・運搬（委託）

委託による収集・運搬については、平成 22 年度から全市域統一し収集を行っている。今後も公衆衛生の向上、生活環境の保全及び高齢者等ごみ出し困難者の状況に配慮しつつ、市の統括処理責任に基づき効率的かつ適正な収集運搬に努める。

なお、この場合において、収集・運搬は地区等が設置するステーション等の拠点を行うものであり、不適切な排出等を認めたときは、これを運搬しないことができるものとする。

また、事業系ごみは排出者自らが運搬処理を行うこととし、これにより行い難いときは法第 7 条第 1 項に基づく許可業者に委託することができるものとする。

イ 収集又は運搬業（※法第 7 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業許可）

市域における一般廃棄物の排出量は年々減少傾向にあることから、適正処理を根幹とする一般廃棄物処理業の本来の目的に鑑み、また競争性や経済性を重要視することによる一般廃棄物の不適切な処理を防ぐことを目的に、一般廃棄物の収集運搬業については、排出状況の著しい変化又は相応の特認事由が認められない限り、原則新規許可は行わないこととする。

ただし、建築物の解体時に該当建築物の占有者等が残置し、かつ占有者不明等、占有者による適切な処理が行われない廃棄物等の運搬を行う場合の、国の通知「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」（平成 26 年 2 月 3 日付環廃産発第 1402031 号）に基づく対応等、必要適切な範囲において講ずる措置はこの限りではないものとする。

ウ 処分業

一般廃棄物処分業については、専ら再生利用目的の一般廃棄物のみの処分業を除き、一般廃棄物における市の処理責任を前提として、必要適切または処理困難性に基づく措置とするものとする。

その他許可基準等は法第 7 条第 5 項並びに第 10 項に基づくものとし、一般廃棄物の適正処理を目的に、本市一般廃棄物処理体制に適合していると認めるときでなければ、原則新規許可は行わない。

（２）中間処理計画

現行の中間処理については、焼却施設での焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理を行っている。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正な中間処理を行うこととする。

なお、中間処理に係る施設及び工程は、現行施設の使用期間及び使用状況を踏まえ、適時適切に計画の見直し及び検討を行うこととする。

(3) 最終処分計画

現在、4か所に最終処分場を有している。排出者による場内での分別、分別品目における資源化利用のための外部処理等を進め、また、焼却残さの配分調整を見直すなど、継続して不燃ごみの直接埋立方法の最適化を検討していくとともに、埋立容量の拡大等による延命化措置を検討していく。

なお、最終処分に係る施設及び工程は、現行施設の使用期間及び使用状況を踏まえ、適時適切に計画の見直し及び検討を行うこととする。

(4) 次期施設の整備計画

中間処理施設及び各最終処分場の現状を踏まえ、継続的な施設整備及び維持管理計画を進めていく必要がある。

令和7年3月現在における施設整備スケジュールを以下に示す。また中間処理施設及び各最終処分場にあっては、次期施設の整備進捗にあわせた運用を行うものとする。

表 2-6-1 施設整備スケジュール

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
次期中間処理施設の整備事業									
整備に係る計画、調査、設計									
建設工事									供用開始
次期最終処分場の整備事業									
整備に係る計画、調査、設計									
建設工事						供用開始			

7 その他の方針

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものであり、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから委員を委嘱するものである。ごみ減量化などの施策の実施については、市民生活に密接な関係があり、また市民、事業者の協力なくして施策を推進することは困難である。したがって、今後ごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(2) 一般廃棄物処理事業の適正管理

一般廃棄物処理基盤を持続的かつ安定的に整備及び維持保全するため、事務事業及び処理体系、施設、経費負担等の効率化・合理化を進めるとともに、手数料の見直しを含め収支の改善に適時適切に取り組むものとする。

(3) 災害時の処理

大量の災害廃棄物が発生する大規模災害が多発している現状に鑑みて、市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町との共同処理体制の確立に努めることとし、災害廃棄物処理基本計画の策定及び各種協定の締結等、体制整備を進める。

(4) 広域的処理に関する事項

中長期的な視点で、さらなる広域化・集約化へ向けた取り組みの検討と、施設規模の適正化・処理の最適化を踏まえ、本計画を推進する。

(5) その他

適正なごみ処理の遂行にあたっては、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、市民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図る。

また、持続可能な社会の担い手づくりの観点から環境問題を捉え、二酸化炭素排出抑制等地球温暖化防止対策に貢献し、環境負荷の少ない地域づくり推進に向け、廃棄物処理に関する計画推進や目標達成に努めるとともに、次代を担う子供たちが環境問題に関心を持ち、意識を高める学習機会の拡充に努めるものとする。

第3章 ごみ処理の現状

1 ごみ処理体系の概要

(1) 分別収集の現況

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空き缶」、「空きびん」、「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」の分別を行っている。また、「小型廃家電」においてはボックスによる拠点回収を行っている。

(2) 分別区分

本市の分別区分は、以下のとおりである。

表 3-1-1 分別区分

区分		品目
可燃ごみ	可燃ごみ	生ごみ、生花、少量の枝木、廃食用油、古着類、再生のできない紙くず、ぬいぐるみ、紙おむつ、貝類、ゴム製品・皮製品、靴、保冷剤、乾燥剤、アルミホイル（台所用）、歯磨き等のチューブ類 等
	可燃性粗大ごみ（直接持込）	タンス、じゅうたん、たたみ、ふすま、障子、ふとん、毛布、木製の机、座椅子、ソファ（スプリングなどは取り外す） 等
資源ごみ	空き缶	飲料用の缶（アルミ、スチール）、菓子の缶、缶詰の缶、スプレー缶（塗料以外） 等
	空きびん	飲料、食品、調味料、飲み薬などのびん 等
	ペットボトル	清涼飲料、しょうゆ、酒類のペットボトル 等
	容器包装プラスチック	トレイ、カップ、チューブ、袋類、容器のキャップ、発泡スチロール、ペットボトル以外のボトル 等
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ 等
	小型廃家電	携帯電話、ゲーム機器、デジカメ、パソコン 等
不燃ごみ	不燃ごみ	陶磁器・ガラス製の食器類、ガラス、食品以外のびん、CD、鍋、やかん、使い捨てカイロ、プランター、傘、ハンガー、プラスチック製の玩具、硬質プラスチック雑貨品 等
	不燃性粗大ごみ（直接持込）	大型の家電製品、自転車、チャイルドシート、ガス台、パイプベッド、一斗缶、トタン、金属製棚 等
有害ごみ		ボタン電池、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計 等

(3) ごみ処理体系

本市におけるごみ処理体系を以下に示す。

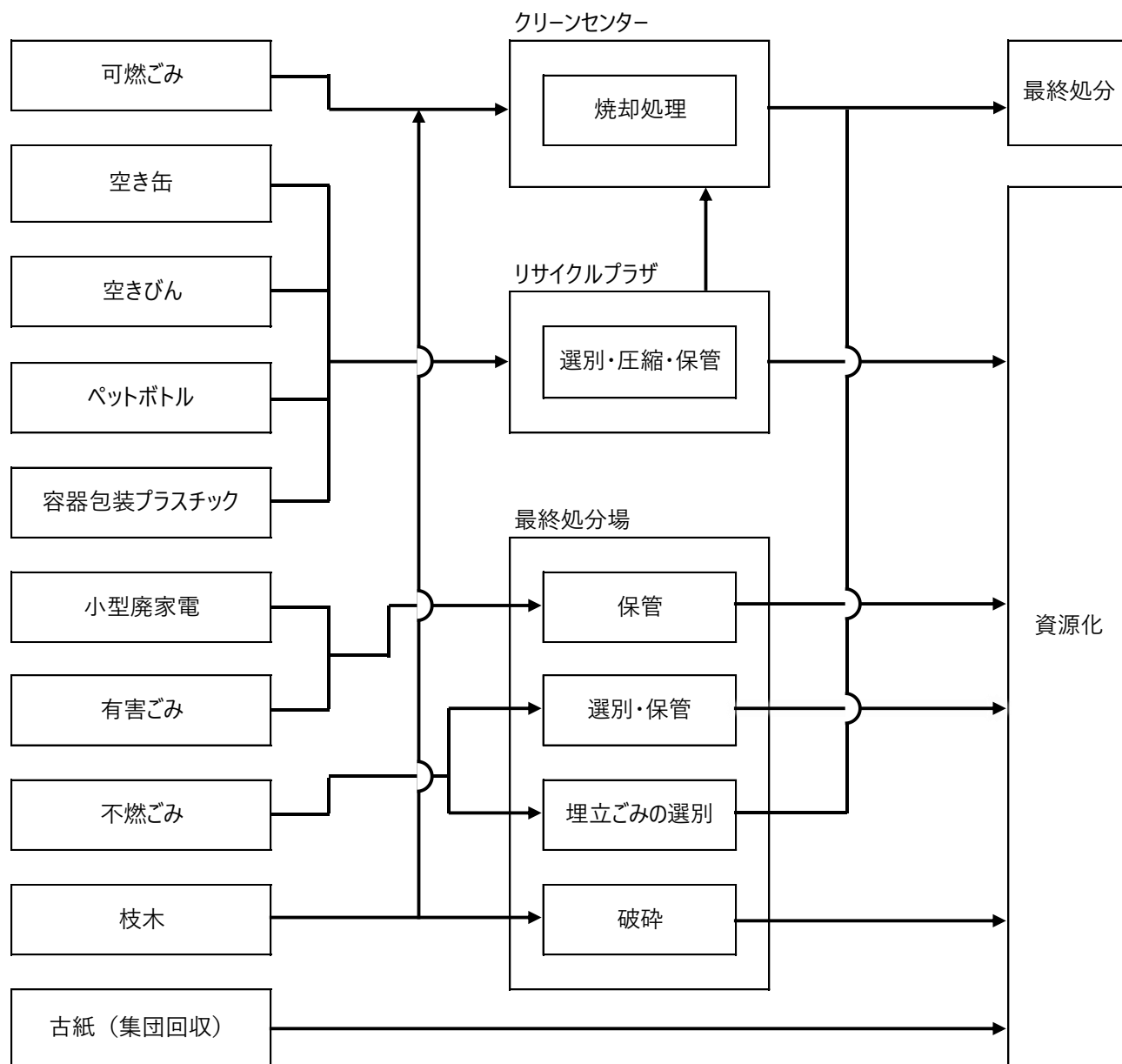


図 3-1-1 ごみ処理体系

2 収集運搬の状況

(1) 収集体制

本市の家庭系ごみの収集は、全て民間委託で行っている。

(2) 収集方法

本市の家庭系ごみの収集方法はステーション収集としている。方法および収集回数を以下に示す。収集回数は、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみ（空き缶、空きびん、ペットボトル、容器包装プラスチック）は月2回、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）は月1回である。

表 3-2-1 各地区の収集方法

区分	収集方法（上段）、収集回数（下段）				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	有害ごみ	粗大ごみ
市内全域	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	直接搬入
	週2回	月1回	月2回	月1回	－

3 中間処理施設及び最終処分場の現状

(1) 中間処理施設の概要

ア 峰山クリーンセンター（ごみ処理施設）

本市で発生する可燃ごみは、峰山クリーンセンターで焼却処理を行っているが、老朽化が進行したため平成29年度から令和元年度に基幹的設備改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の削減及び施設の延命化を図っている。

ごみ処理施設の概要を以下に示す。また、ごみ処理施設の位置を図3-3-1に示す。

表 3-3-1 ごみ処理施設の概要

施設名称		峰山クリーンセンター
所在地		京丹後市峰山町内記908番地
竣工年月		平成9年3月 (増設) 平成14年3月 (改良) 令和2年3月
燃焼方式		21t/日 (21t/24h×2炉交互運転) 42t/日 (21t/24h×2炉) 合計63t/日
焼却方式		全連続燃焼式焼却炉
主要設備概要	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
	焼却設備	ストーカ式
	ガス冷却設備	水噴射式
	集じん設備	乾式バグフィルタ方式
	飛灰処理設備	加熱脱塩素化处理+キレート灰固形式
	灰出設備	水封式+バンカ方式

イ 峰山クリーンセンターリサイクルプラザ

本市で発生する資源ごみは、峰山クリーンセンターリサイクルプラザで処理を行っている。
リサイクルプラザの概要を以下に示す。

表 3-3-2 リサイクルプラザの概要

施設名称		峰山クリーンセンターリサイクルプラザ
所在地		京丹後市峰山町内記908番地
竣工年月		平成14年3月
公称能力		6.7t/日 (6.7t/5h)
処理方式	缶類	磁力選別、アルミ缶、圧縮
	プラスチック	圧縮梱包
	ペットボトル	圧縮梱包
	発泡スチロール	減容
	びん	3種分別

(2) 最終処分場の概要

本市では、峰山・大宮・網野・久美浜最終処分場の4箇所の最終処分場を有しており、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、焼却処理に伴って発生する焼却残渣等の埋立処分を行っている。

最終処分場の概要を以下に示す。

表 3-3-3 最終処分場の概要

	峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場
所在地	京丹後市峰山町内記800番地	京丹後市大宮町三坂5番地の1	京丹後市網野町三津378番地の1	京丹後市久美浜町98番地の1
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣	不燃ごみ	不燃ごみ、焼却残渣	不燃ごみ、焼却残渣
竣工	平成13年3月	昭和58年3月	平成14年3月	平成17年3月
埋立面積	10,000㎡	11,700㎡	12,000㎡	3,250㎡
埋立容量	43,000㎡	86,300㎡	75,000㎡	24,800㎡
浸出水処理能力	45㎡/日	60㎡/日	90㎡/日	40㎡/日

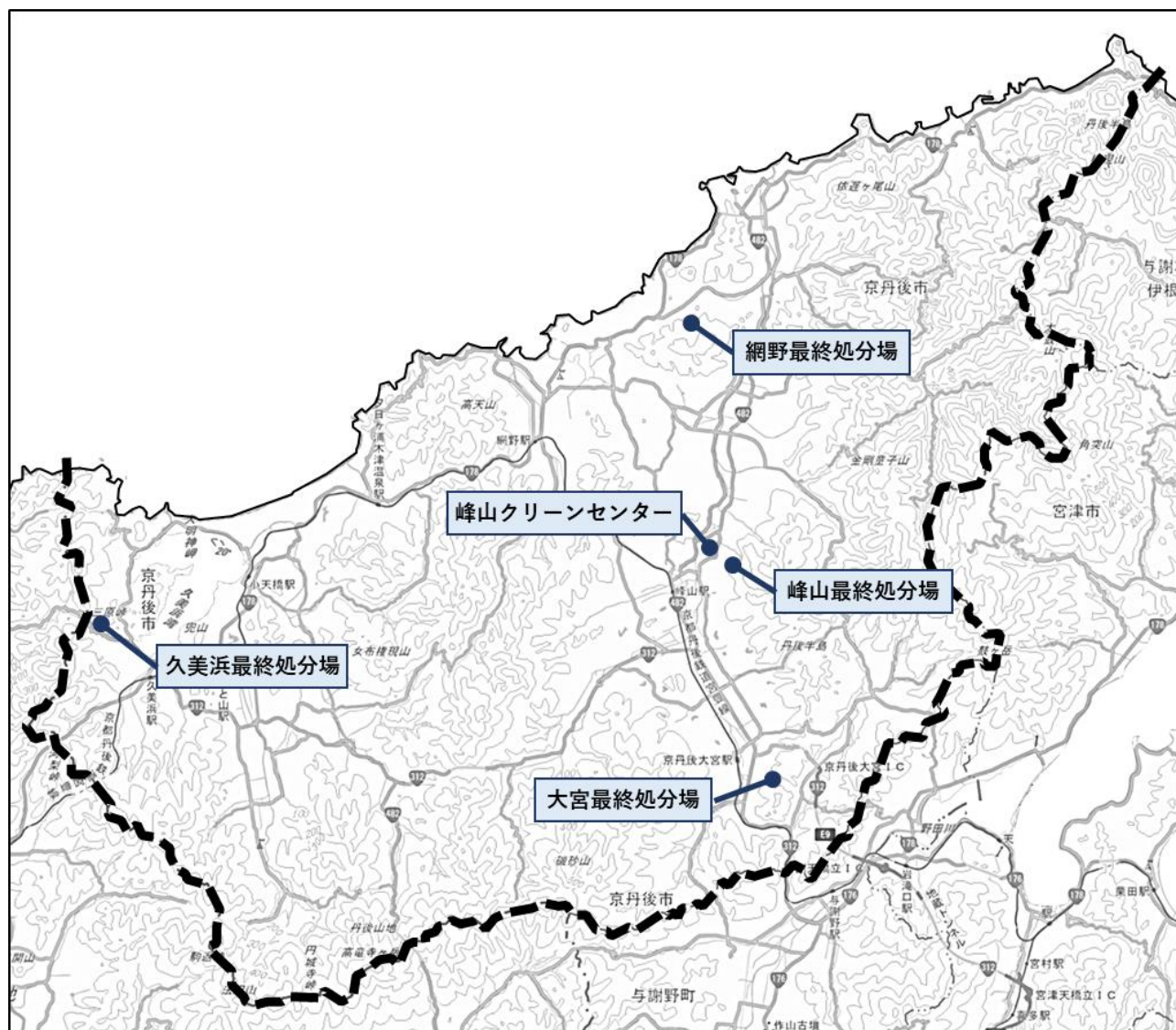


図 3-4-1 ごみ処理施設の位置

4 ごみ排出量の推移

(1) ごみ総排出量の推移

本市における令和元年度から令和5年度のごみ排出量の推移を以下に示す。

表 3-4-1 ごみ排出量の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
人口 (人)	51,643	50,860	50,068	49,257	48,254
排出量合計 (t)	22,582	22,377	21,573	21,043	20,699
排出量合計 (集団回収量除く) (t)	20,393	20,378	19,694	19,081	18,914
家庭系ごみ (t)	14,855	14,421	13,756	13,675	13,243
家庭系ごみ (集団回収量除く) (t)	12,666	12,422	11,877	11,713	11,458
可燃ごみ (t)	10,665	10,588	9,778	9,934	9,424
収集ごみ (t)	10,231	10,252	9,360	9,512	9,032
直接搬入ごみ (t)	434	336	418	422	392
不燃ごみ (t)	1,135	1,019	1,241	1,000	1,301
収集ごみ (t)	737	717	718	641	592
直接搬入ごみ (t)	398	302	523	359	709
資源ごみ (t)	570	547	569	494	542
収集ごみ (t)	547	530	546	473	520
直接搬入ごみ (t)	23	17	23	21	22
その他ごみ (t)	296	268	289	285	191
収集ごみ (t)	121	108	162	117	111
直接搬入ごみ (t)	175	160	127	168	80
事業系ごみ (t)	7,727	7,956	7,817	7,368	7,456
可燃ごみ (t)	5,415	5,475	4,719	4,959	4,582
収集ごみ (t)	3,679	4,132	3,048	3,269	3,013
直接搬入ごみ (t)	1,736	1,343	1,671	1,690	1,569
不燃ごみ (t)	1,061	967	1,556	1,105	1,883
収集ごみ (t)	183	262	211	268	228
直接搬入ごみ (t)	878	705	1,345	837	1,655
資源ごみ (t)	318	283	298	265	290
収集ごみ (t)	196	183	171	155	173
直接搬入ごみ (t)	122	100	127	110	117
その他ごみ (t)	372	437	437	402	344
収集ごみ (t)	29	26	21	28	13
直接搬入ごみ (t)	343	411	416	374	331
粗大ごみ (t)	561	794	807	637	357
直接搬入ごみ (t)	561	794	807	637	357
集団回収 (t)	2,189	1,999	1,879	1,962	1,785

(2) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は以下に示すとおりである。

ごみ総排出量は、令和5年度で20,699tであり、令和元年度の22,582tより8.3%減少している。

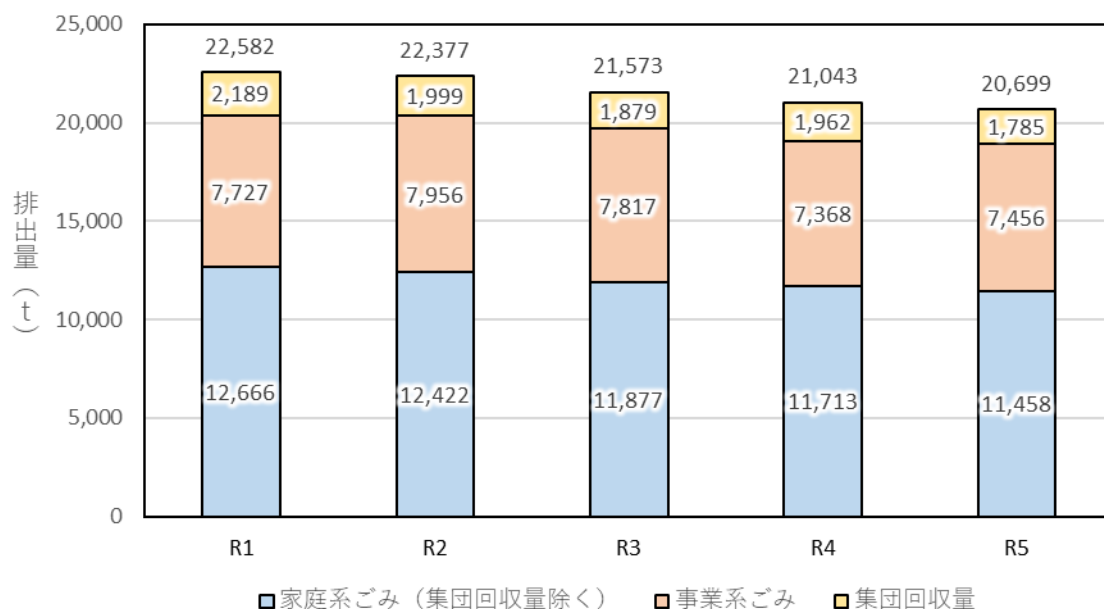


図 3-4-1 ごみ排出量の推移（ごみ総排出量）

(3) 家庭系ごみ排出量（集団回収を含む）

家庭系ごみ排出量の推移は以下に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量は、令和5年度で13,243t、令和元年度の14,855tより10.9%減少している。また、1人1日当たりの排出量は、令和5年度で752g、令和元年度の788gより4.8%減少している。

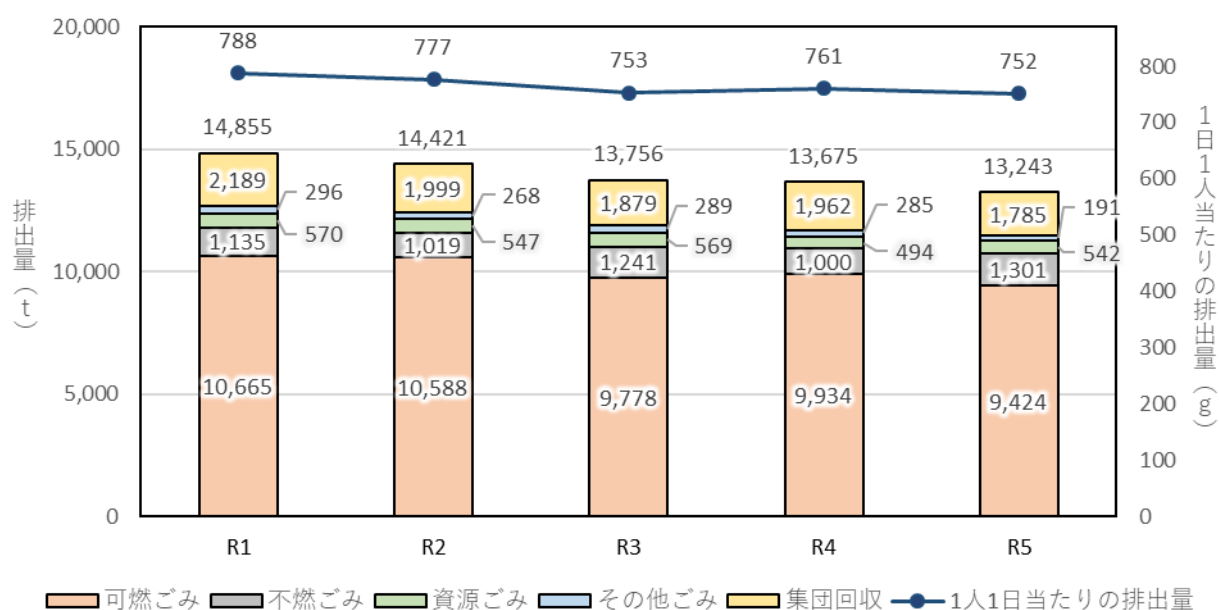


図 3-4-2 ごみ排出量の推移（家庭系ごみ）

(4) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は以下に示すとおりである。

事業系ごみ排出量は、令和5年度で7,456tであり、令和元年度の7,727tより3.5%減少している。

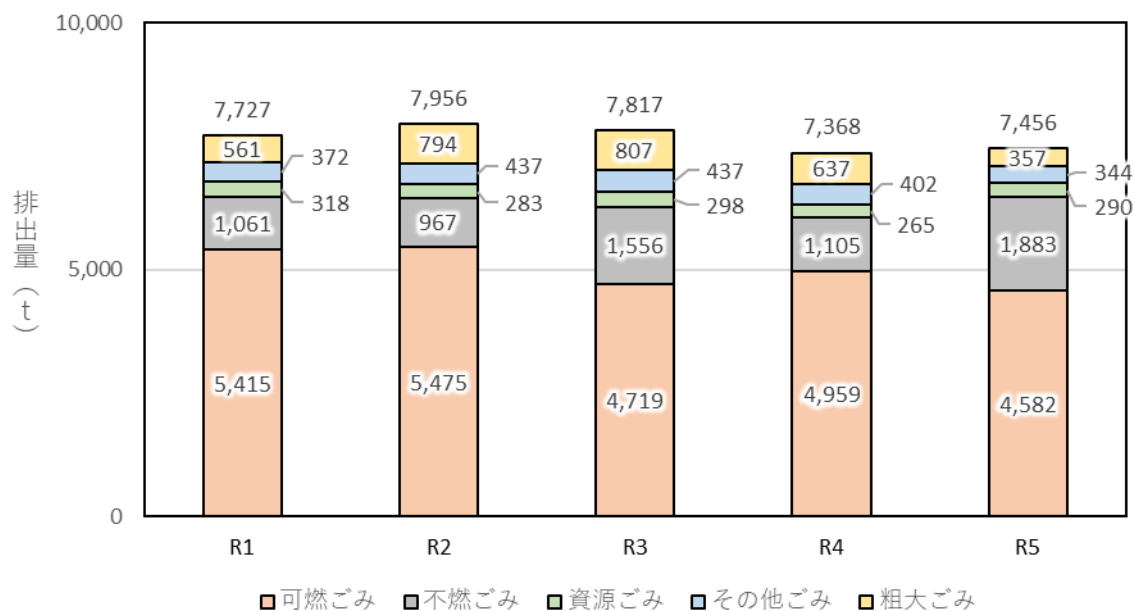


図 3-4-3 ごみ排出量の推移（事業系ごみ）

(5) 処理・処分量

処理・処分量（焼却処理量、資源化量、直接最終処分量）の推移は以下に示すとおりである。

令和5年度の焼却処理量は、14,006t、資源化量は3,509t、直接最終処分量は3,184t、リサイクル率は17.0%となっている。

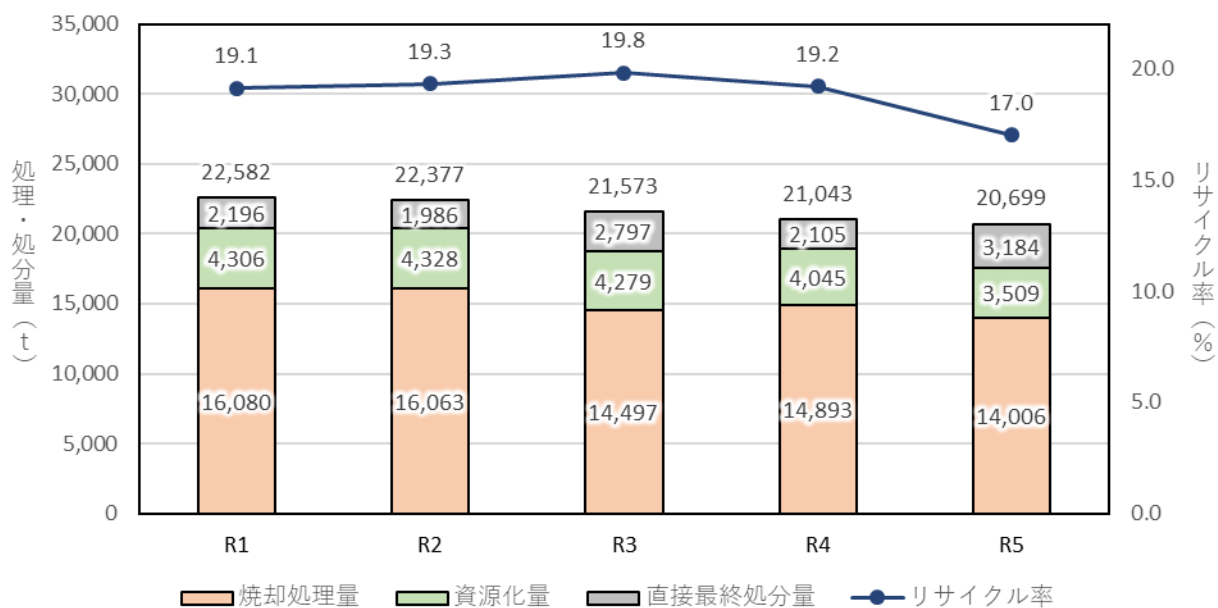


図 3-4-4 処理・処分量の推移

5 ごみの性状

本市における令和元年度から令和5年度のごみの平均組成比を以下に示す。

ごみの種類・組成を見ると、湿潤重量における総平均値では、紙・布類が33.60%を占めており、次いでビニール・プラスチック類が20.11%を占めている。

表 3-5-1 ごみの平均組成

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	平均
紙・布類 (%)	28.97	23.87	37.60	42.22	37.84	33.60
繊維類 (%)	10.98	17.73	6.39	5.94	9.88	10.18
ビニール・プラスチック類 (%)	19.41	15.19	20.98	23.59	23.90	20.11
木・竹・わら類 (%)	26.52	32.65	19.25	13.20	7.33	19.41
厨芥類 (%)	11.71	8.69	9.46	14.27	20.58	12.94
可燃性雑物類 (%)	2.41	1.66	1.92	0.78	0.47	1.45
不燃物類 (金属類) (%)	-	0.21	4.40	-	-	2.31

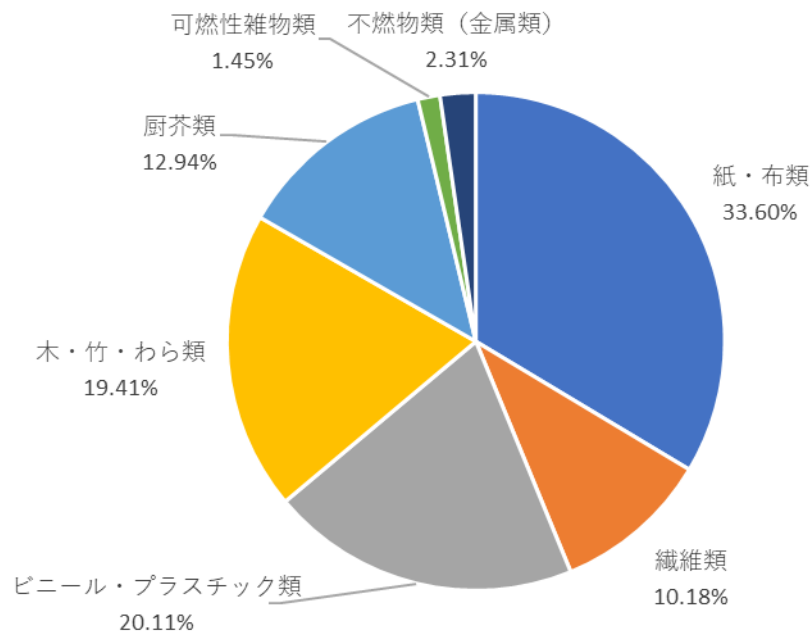


図 3-5-1 ごみの平均組成 (湿潤)

6 資源化量の推移

本市における令和元年度から令和5年度の資源化量の推移を以下に示す。

資源化量は令和5年度で3,509tであり、令和元年度の4,306tより22.7%減少している。

本市では市民のごみ問題への社会意識の高揚および再資源化を図り、ごみ減量化の促進に資するため、古紙の回収を行う団体（自治会、婦人会、PTA、子供会、老人会その他営利を目的としない団体）に対し補助金の交付を行っている。

表 3-6-1 資源化量の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
中間処理施設での資源化 (t)	860	802	836	735	807
空き缶 (t)	80	88	115	39	108
空きびん (t)	378	320	326	316	308
ペットボトル (t)	117	123	124	122	130
容器包装プラスチック (t)	285	271	271	258	261
最終処分場での資源化 (t)	1,229	1,499	1,533	1,324	892
乾電池・蛍光灯 (t)	32	32	33	28	24
小型廃家電 (t)	99	86	139	98	95
金属類 (t)	265	243	185	254	119
廃プラスチック類 (t)	52	130	150	119	132
枝木 (t)	561	794	807	637	357
その他 (t)	220	214	219	188	165
直接資源化（古紙） (t)	28	28	31	24	25
集団回収 (t)	2,189	1,999	1,879	1,962	1,785
合計 (t)	4,306	4,328	4,279	4,045	3,509

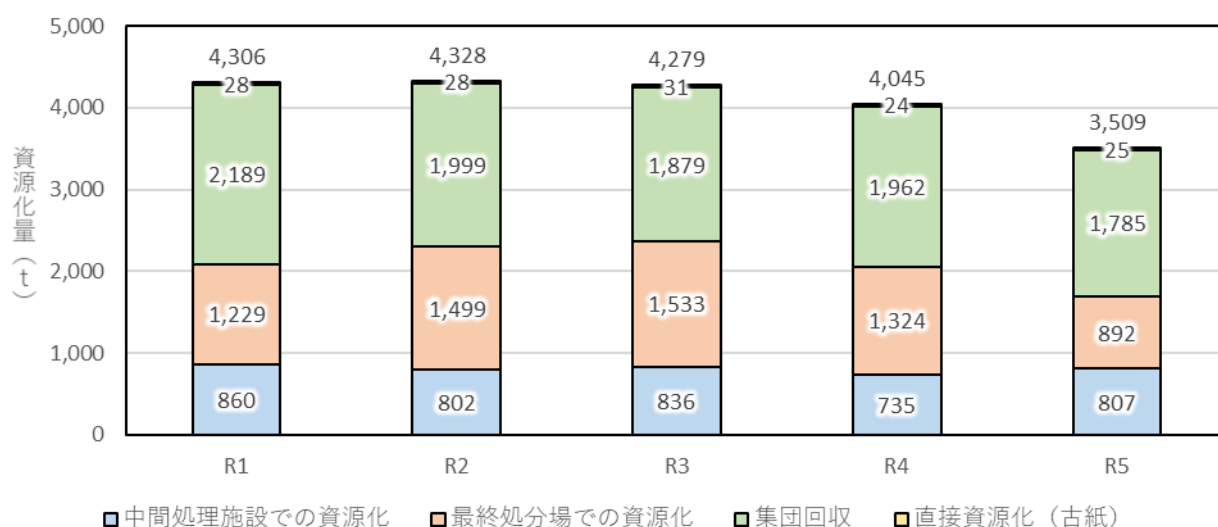


図 3-6-1 資源化量の推移

7 ごみ処理実績

本市におけるごみ処理実績の推移を以下に示す。

表 3-7-1 ごみ処理実績の推移

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
処理・ 処分量等	焼却施設					
	焼却処理量 (t)	16,080	16,063	14,497	14,893	14,006
	可燃ごみ (t)	16,080	16,063	14,497	14,893	14,006
	搬出量 (t)	3,196	3,196	2,642	2,671	2,496
	焼却残渣(埋立) (t)	3,196	3,196	2,642	2,671	2,496
	その他の中間処理施設＋直接資源化					
	搬入量 (t)	2,117	2,329	2,400	2,083	1,724
	木材破砕施設 (t)	561	794	807	637	357
	資源化施設 (t)	860	802	836	735	807
	直接資源化 (t)	696	733	757	711	560
	搬出量 (t)	860	802	836	735	807
	中間処理後の再生利用量 (t)	860	802	836	735	807
	資源化					
	資源化量 (t)	4,306	4,328	4,279	4,045	3,509
	木材破砕処理後の再生利用 (t)	561	794	807	637	357
	直接資源化量 (t)	696	733	757	711	560
	中間処理後の再生利用量 (t)	860	802	836	735	807
	集団回収量 (t)	2,189	1,999	1,879	1,962	1,785
	最終処分					
	最終処分量 (t)	5,491	5,181	5,270	4,776	5,680
	直接埋立 (t)	2,295	1,985	2,628	2,105	3,184
	焼却残渣 (t)	3,196	3,196	2,642	2,671	2,496

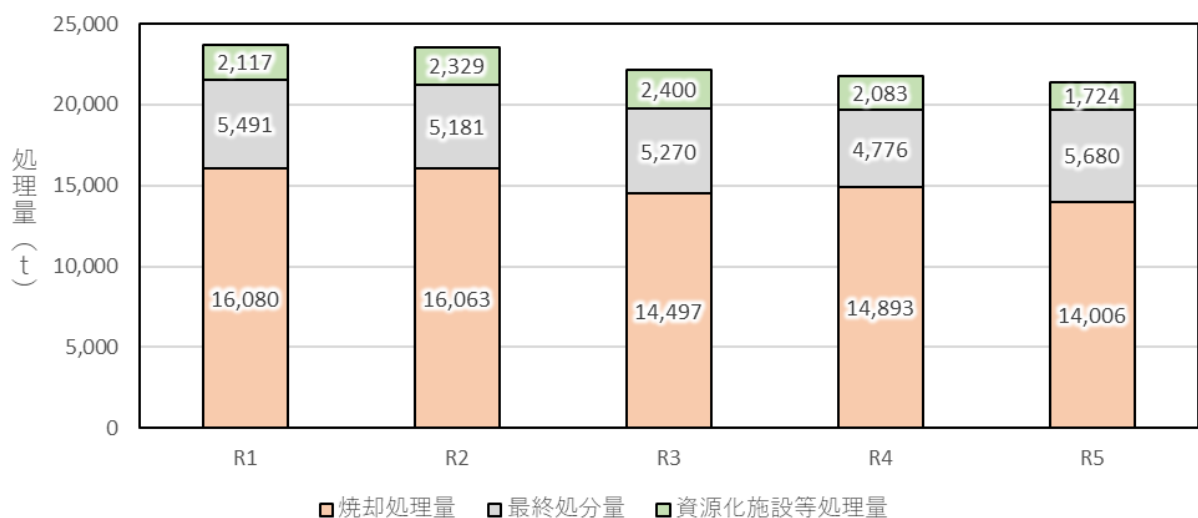


図 3-7-1 ごみ処理実績の推移

8 ごみ処理経費

直近5年間におけるごみ処理経費の推移を以下に示す。

処理及び維持管理費は、中間処理費、収集運搬委託費、中間処理委託費が経費の大半を占めている。

表 3-8-1 ごみ処理実績の推移

単位：千円

項目			令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
建設・改良費	工事費	中間処理施設	997,144	36,245	59,378	47,817	93,134
		最終処分場	53,558	51,615	72,416	145,051	84,812
	調査費		1,012	622	10,018	11,035	418
	小計		1,051,714	88,482	141,812	203,903	178,364
処理及び維持管理費	人件費		29,563	32,922	35,259	30,560	31,341
	処理費	中間処理費	102,766	97,561	108,255	129,717	122,288
		最終処分費	48,352	47,310	47,273	49,069	52,646
	委託費	収集運搬費	229,811	237,410	245,719	252,007	261,078
		中間処理費	266,234	271,632	271,748	274,215	276,703
		最終処分費	92,746	105,919	112,284	106,097	112,574
		その他	3,008	3,018	28,702	28,424	26,722
	調査研究費		0	0	1,991	0	0
	小計		772,480	795,772	851,231	870,089	883,352
その他		67,514	44,970	25,006	23,114	22,257	
合計		1,891,708	929,224	1,018,049	1,097,106	1,083,973	
総ごみ排出量（t） ※集団回収量を含む			22,582	22,377	21,573	21,043	20,699
1tあたり処理費（千円）			83.8	41.5	47.2	52.1	52.4
人口（人）			51,643	50,860	50,068	49,257	48,254
1人あたり処理費（千円）			36.6	18.3	20.3	22.3	22.5

9 国及び京都府の動向

(1) 国の動向

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年6月30日 環境省告示第49号）の中で、一般廃棄物の減量化に関して、排出量、家庭系ごみ一人一日あたり平均排出量（家庭系ごみ排出量原単位）、再生利用率及び最終処分量の目標を個別に設定している。

一般廃棄物の減量化の目標量に関しては、平成24年度に対し、令和7年度において、排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減し、また、令和9年度において、再生利用率を約28%に増加させることとしている。

表 3-9-1 国の減量化目標等

区分	国が定める基本方針
基準年度	平成24年度
目標年度	令和7年度
排出量	16%削減
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 440g
再生利用率	28%（令和9年度目標）
最終処分量	31%削減

(2) 京都府の動向

京都府では、「京都府循環型社会形成計画（第3期）」（令和4年3月）を策定し、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を示している。同計画は、循環型社会形成推進法に基づく計画であるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画として位置付けられるものである。

同計画における、排出量、再生利用率及び最終処分量の目標等の内容は、以下に示すとおりである。

表 3-9-2 京都府の減量化目標等

区分	京都府循環型社会形成計画
基準年度	平成元年度
目標年度	令和12年度
排出量	11%削減
	1人1日当たりごみ排出量 760g
再生利用率	20.0%
最終処分量	14%削減

10 問題点の整理と課題の抽出

(1) 1人1日当たり排出量

令和4年度における京都府内の家庭系ごみの1人1日当たり排出量（集団回収量を含む）は以下に示すとおりである。本市は718g/人・日であり、府内の平均である629g/人・日を上回っており、26自治体中20位となっている。

1人1日当たり排出量は減少傾向だが、府内平均を上回っており、効率的なごみの発生抑制対策を実施する必要がある。

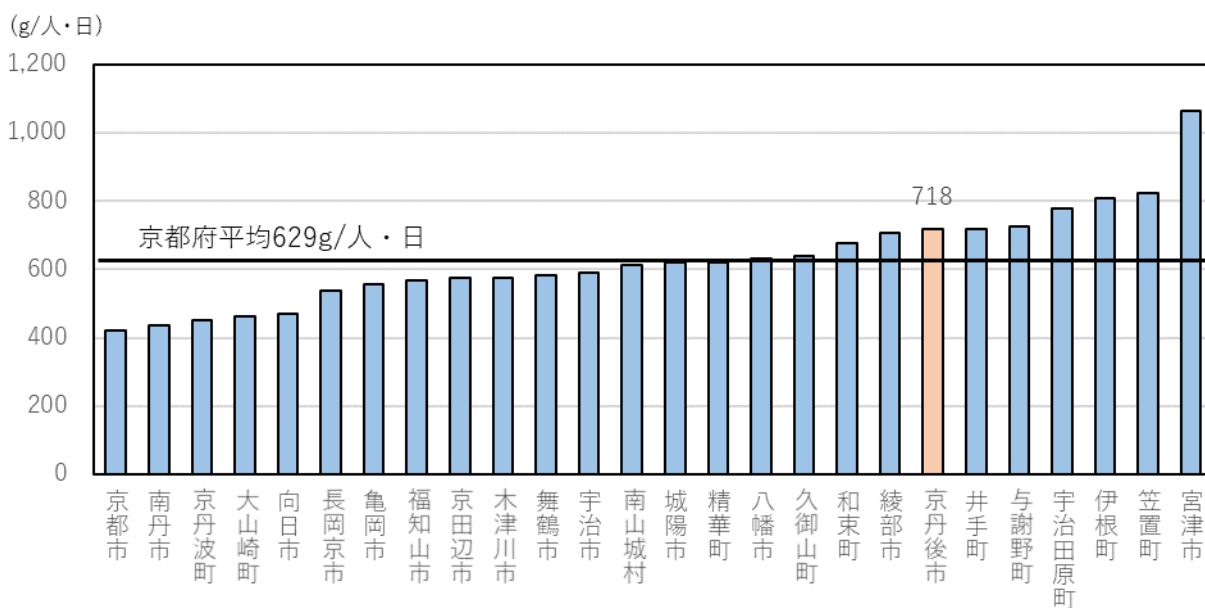


図3-10-1 京都府内のごみ1人1日当たり排出量（令和4年度）

(2) リサイクル率

令和4年度における京都府内の自治体のリサイクル率（固形燃料等は除く）は以下に示すとおりである。本市は19.4%であり、府内の平均である14.9%を上回っており、26自治体中6位となっている。

近年のリサイクル率は横ばいであり、リサイクルが可能なものも、資源物ではなく、可燃ごみとして排出されていることから、一層の分別を徹底し再資源化を推進する必要がある。

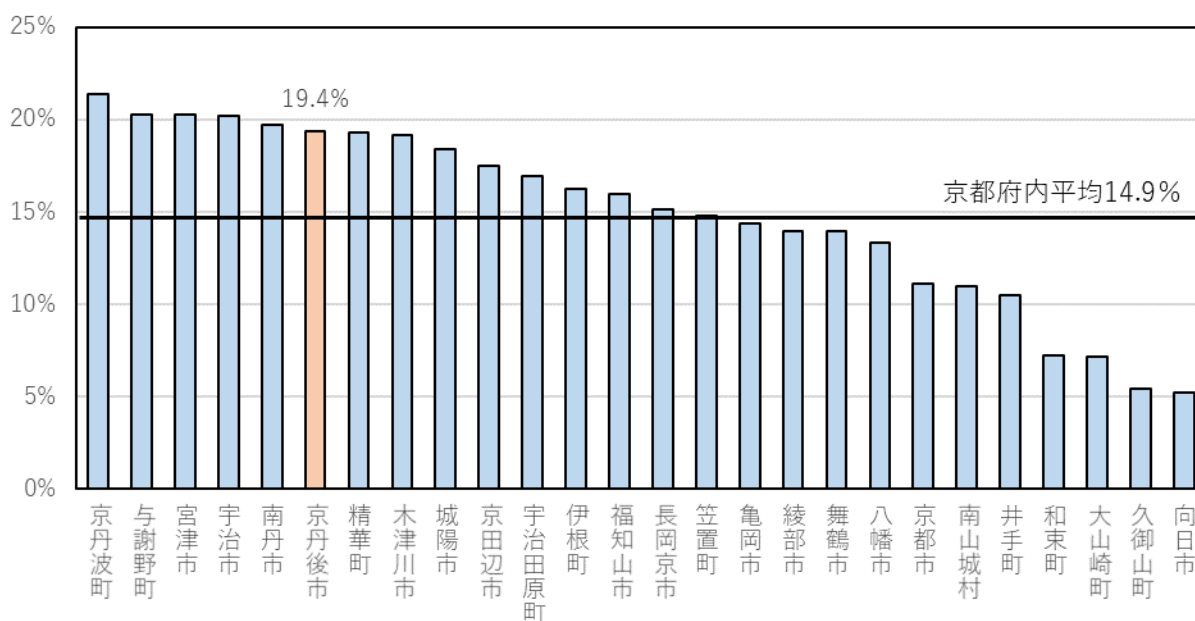


図 3-10-2 京都府内のリサイクル率（令和 4 年度）

（３）最終処分率

令和 4 年度における京都府内の自治体の最終処分率は以下に示すとおりである。本市は 22.9%であり、府内平均である 14.6%を上回っており、26 自治体中 26 位となっている。

これは、直接最終処分する廃棄物が多いことに起因しているため、分別方法の見直しを行い、直接最終処分量を削減していく必要がある。

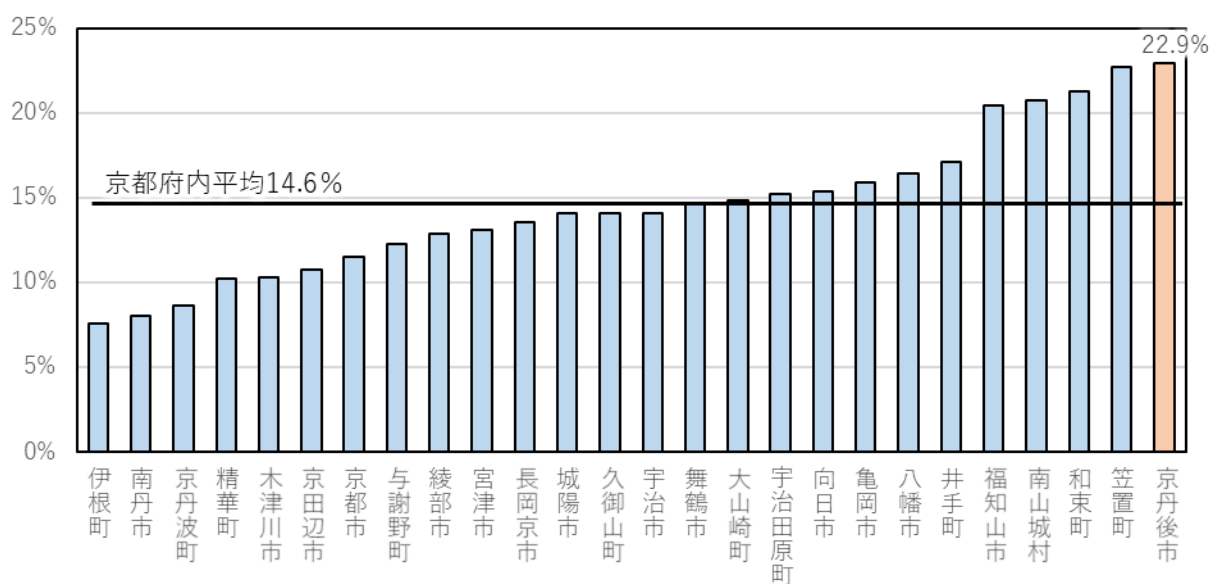


図 3-10-3 京都府内の最終処分率（令和 4 年度）

（４）その他、処理上の問題点及び課題

ア 収集運搬体系では、地区の拠点回収としている資源ごみ等の回収を袋回収（ステーション回収）とする検討が必要である。

- イ 法第 11 条第 2 項に規定する処理を行う場合、これを告示により定める必要がある。また、告示のない産業廃棄物は、事業者自らがその廃棄物を処理する対応の徹底が必要である。
- ウ 市の処理施設において受け入れる事業系一般廃棄物は、循環利用の促進と適正処理の徹底を図ることを目的として、必要に応じた排出者を明確にする受入措置を検討する必要がある。
- エ 運搬、投棄、焼却等、処理基準に適合しない又は市の認めない行為が行われる場合、市は、基準を遵守したか否かにかかわらず、生活環境保全上の支障の除去や発生防止の措置を講じる必要がある。

第4章 生活排水処理基本計画

1 はじめに

(1) 生活排水処理の現状

ア し尿・生活排水処理事業の歴史・経緯

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬、処理については、網野・久美浜町は、平成16年3月まで各町単独で行ってきた。一方、峰山・大宮・丹後・弥栄町は、昭和48年3月28日に設立された一部事務組合「竹野川環境衛生組合」で平成16年3月まで行ってきた。

平成16年4月、峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜町の合併で市制が施行されてから、全ての一般廃棄物処理業務について本市で行っている。

イ し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れを以下に示す。

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市（直営）と本市が委託した業者で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、網野町内分については網野衛生センターに、峰山・大宮・丹後・弥栄町内分については竹野川衛生センターに、久美浜町内分については久美浜衛生センターに、それぞれ搬入され、全量適正処理が行われている。

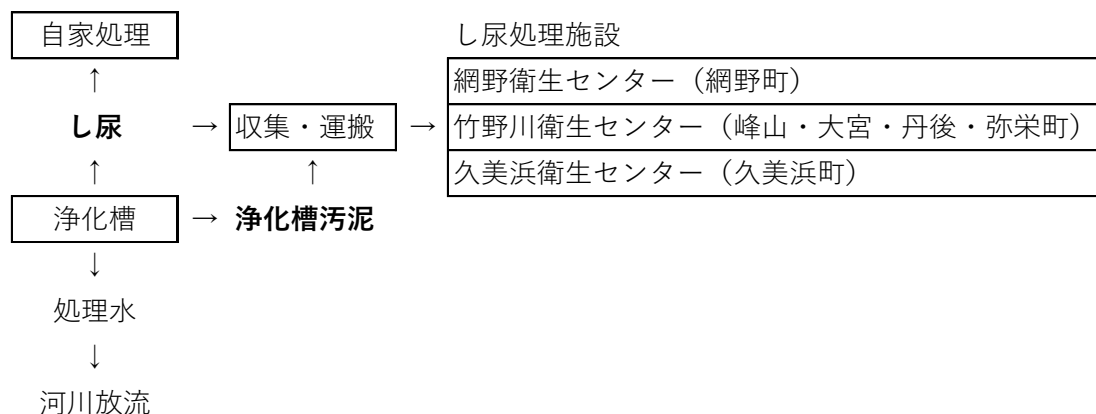


図 4-1-1 本市のし尿及び浄化槽汚泥の流れ

ウ 中間処理・資源化・最終処分の状況

本市のし尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）の概要を以下に示す。

表 4-1-1 し尿処理施設（網野衛生センター）の概要

施設名称		網野衛生センター
所在地		京丹後市網野町高橋 524 番地
竣工年月		昭和 62 年 3 月
公称能力		36 K L / 日 (し尿 34.4KL/日、浄化槽汚泥 1.6KL/日)
処理方式		低希釈二段活性汚泥処理+高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機+スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理+凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理+ろ過+滅菌
	汚泥処理設備	濃縮+脱水+乾燥+焼却
	臭気処理設備	酸洗浄法+アルカリ洗浄法
処理水質	pH	5.8~8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	30mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下

表 4-1-2 し尿処理施設（竹野川衛生センター）の概要

施設名称		竹野川衛生センター
所在地		京丹後市弥栄町和田野 38 番地の 1
竣工年月		平成 11 年 3 月
公称能力		70 K L / 日 (し尿 63KL/日、浄化槽汚泥 7KL/日)
処理方式		標準脱窒素処理+高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機+スクリーン
	主処理設備	標準脱窒素処理+凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理+ろ過+減菌
	汚泥処理設備	濃縮+脱水+焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭+燃焼脱臭 中濃度臭気：酸洗浄+アルカリ洗浄法 +活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	20mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	100 個/cm ³ 以下

表 4-1-3 し尿処理施設（久美浜衛生センター）の概要

施設名称		久美浜衛生センター
所在地		京丹後市久美浜町湊宮 468 番地の 252
竣工年月		平成元年 3 月
公称能力		25 K L / 日 (し尿 23.125KL/日、浄化槽汚泥 1.875KL/日)
処理方式		低希釈二段活性汚泥処理+高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機+スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理+凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理+ろ過+減菌
	汚泥処理設備	濃縮+脱水+焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭+燃焼脱臭 中濃度臭気：酸洗浄+アルカリ洗浄法 +活性炭吸着
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/L
	SS	10mg/L
	COD	30mg/L
	T-N	10mg/L
	T-P	1mg/L
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下

エ 生活排水処理施設（集合処理）の整備の状況

本市における生活排水処理施設（集合処理）の整備状況を以下に示す。

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設により処理が行われている。

表 4-1-4 生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備期間
公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	15,486 人	平成 7 年度～令和 9 年度
	網野処理区 (網野町)	5,727 人	平成 16 年度～令和 9 年度
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	1,967 人	平成 6 年度～令和 5 年度
	丹後処理区 (丹後町)	1,999 人	平成 7 年度～平成 21 年度
	久美浜処理区 (久美浜町)	3,971 人	平成 4 年度～平成 23 年度
農業集落排水施設	佐濃南処理区 (久美浜町)	307 人	平成 18 年度～平成 23 年度
	川上南部処理区 (久美浜町)	657 人	平成 8 年度～平成 13 年度
	三重処理区 (大宮町)	234 人	平成 9 年度～平成 13 年度
	森本処理区 (大宮町)	153 人	平成 9 年度～平成 13 年度
	成願寺処理区 (丹後町)	287 人	平成 6 年度～平成 9 年度
	和田野処理区 (弥栄町)	1,387 人	平成元年度～平成 4 年度
	黒部処理区 (弥栄町)	984 人	平成 4 年度～平成 6 年度
	溝谷・吉野処理区 (弥栄町)	1,924 人	平成 7 年度～平成 12 年度
漁業集落排水施設	砂方処理区 (丹後町)	134 人	平成 7 年度～平成 10 年度

(2) 生活排水処理の実績

ア 排出量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移を以下に示す。

表 4-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移

(単位：kL/年)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
し尿量	23,282	23,341	22,225	21,070	20,683
浄化槽汚泥量	12,116	12,557	12,182	12,177	12,194
合計	35,398	35,898	34,407	33,247	32,877
し尿原単位 (L/人/日)	3.15	3.28	3.32	3.29	3.37
浄化槽汚泥原単位 (L/人/日)	3.23	3.41	3.37	3.42	3.51

イ 処理経費

処理経費の推移を以下に示す。

表 4-1-6 処理経費の推移

【歳入】

(単位：千円)

項 目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定財源	国庫支出金	0	0	0	0	9,705
	使用料および手数料	267,376	270,715	258,128	246,264	242,570
	その他	29,254	26,738	29,426	26,615	25,592
一般財源		265,867	275,356	327,232	352,409	377,097
合計		562,497	572,809	614,786	625,288	654,964

【歳出】

項 目		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
建設改良	工事費	0	0	0	0	0
	調査費	2,058	3,278	0	10,153	29,117
	小計	2,058	3,278	0	10,153	29,117
処理・維持管理費	人件費	56,582	53,644	53,170	46,094	36,883
	処理費	159,592	137,702	181,372	201,621	196,432
	車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	270,690	288,341	283,577	272,182	302,999
	小計	486,864	479,687	518,119	519,897	536,314
その他		73,575	89,844	96,667	95,238	89,533
合計		562,497	572,809	614,786	625,288	654,964

(3) 国及び京都府の動向

ア 国の動向

国では、汚水・生活排水の処理を行う汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担のもと、計画的に実施していくため、汚水処理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成 26 年 1 月）（以下、「構想マニュアル」という）」を策定した。構想マニュアルでは、都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想を策定するための一般的な手順や内容を示したものとなっている。その結果、令和 5 年末時点での汚水処理人口普及率は 93.3%（汚水処理施設を利用できていない人口は約 830 万人）となっている。

また、汚水処理施設から発生する汚泥は、みなし浄化槽汚泥、汲み取りし尿等とともに、し尿処理施設で処理している。

イ 京都府の動向

京都府は、府内全域の水洗化施設の整備を計画的、効率的に実施し、快適な生活を営み、河川等の水質保全を図っていくため、平成 28 年 3 月、「京都府水洗化総合計画 2015」を策定し、前計画の検証、見直しや整備目標を定め施策を推進した。その結果、目標年次の令和 2 年度には污水处理人口普及率は全国 4 位に達したが、市町村間で普及率に差が生じている。また、污水处理施設の経営環境は、人口減少や施設老朽化により、厳しさが増している。このような現状を踏まえ、令和 5 年 3 月、「京都府水環境構想 2022」を策定し、污水处理の「広域化・共同化」、安全性向上のための取組を推進している。

(4) 問題点の整理と課題の抽出

ア 生活排水の排出時に関する課題

本市の生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）は、令和 5 年度現在で 64.4%となっており、生活排水処理施設の整備及び水洗化率のさらなる向上が求められる状況にある。

- ・公共用水域の保全及び水質の維持改善が継続的に必要。
- ・下水道、生活排水、浄化槽、及びし尿に係る処理費用等、負担の平準化が必要。
- ・環境負荷の低減や節水等、適正処理の普及促進に係る啓発が必要。

イ 収集運搬に関する課題

収集運搬については、公共下水道や浄化槽の普及、人口減少等の進捗に伴い、し尿収集量・業務量は減少傾向で推移している。

- ・市内の水洗化が進むことで、引き続きし尿収集量・業務量の減少が想定される。
- ・し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、京丹後市合理化事業計画に基づく適正処理の確保継続が必要。
- ・京丹後市合理化事業計画の推進にあたっては、計画推進検討委員会制度による評価等を交え、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）、本計画及びごみ処理基本計画策定指針に則った適正な運用を図る必要がある。

ウ 中間処理、最終処分に関する課題

し尿・浄化槽汚泥処理については、市内に現在ある 3 つのし尿処理施設で処理を行っている。

- ・統廃合等により施設数及び運営体系を見直し、今後も安定した中間処理を行っていく必要がある。
- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の量や割合に応じた処理工程等

の検討が必要。

- ・将来の処理量（し尿と浄化槽汚泥の総量）は減少傾向にあり、施設の長寿命化のための改良工事にあわせ、合理的で効果的な処理（運営）を検討する必要がある。
- ・し尿、浄化槽、下水汚泥の最終処分では、汚泥の有効利用の検討を継続しつつ、減量化を図る必要がある。

エ 処理経費に関する課題

し尿・浄化槽汚泥処理にあたっては、建設・改良費及び処理・維持管理費等の歳出に、使用料及び手数料、一般財源等を充当し実施している。

- ・歳入において、使用料及び手数料は減少傾向であり、一般財源は増加傾向である。
- ・歳出において、建設・改良費を除く処理・維持管理費は増加傾向である。
- ・手数料収納に係る効率化・合理化を図るとともに、口座振替率を高める必要がある。

2 基本方針

（１）生活排水処理に係る理念、目標

生活雑排水による水質悪化への対応の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。このようなことから、生活排水適正処理の必要性等について啓発や周知を行うとともに、生活排水適正処理の目標については、河川や湖沼等の水辺が市民生活の憩いやうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指すものとする。

（２）生活排水処理施設整備の基本方針

水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、生活雑排水の処理施設を適正かつ安定的に整備及び維持保全するものとする。

- ① 人口の密集地域においては、公共下水道等の集合処理整備を進めるとともに、下水道、農業集落排水等の施設の特性に応じ、適切な施設の配置を図る。
- ② 集落でない、分散して所在する家屋、個別処理とした地域については、戸別に合併処理浄化槽の設置、普及促進を図る。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水を放流することによる公共水域の汚染防止を図るため、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ④ 手数料収納等に係る事務及び経費の検証を行い、手数料の見直しや口座振替率の向上等、効率化・合理化等に取り組むとともに、今後の処理基盤を見据え収支の改善に取り組む。

3 生活排水の排出の状況

本市における処理形態別人口の推移を以下に示す。

表 4-3-1 処理形態別人口の推移（実績）

（単位：人）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行政区域内人口	54,007	53,303	52,451	51,537	50,569
計画処理区域内人口	54,007	53,303	52,451	51,537	50,569
1.水洗化・生活雑排水処理人口	32,134	32,371	32,628	32,711	32,562
(1)合併処理浄化槽	8,912	8,798	8,718	8,626	8,453
(2)公共下水道	17,447	17,848	18,274	18,510	18,698
(3)農業集落排水施設	5,644	5,596	5,510	5,453	5,294
(4)漁業集落排水施設	131	129	126	122	117
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	1,377	1,280	1,193	1,130	1,063
3.非水洗化人口	20,496	19,652	18,630	17,696	16,944
(1)計画収集人口	20,189	19,362	18,353	17,430	16,688
(2)自家処理人口	307	290	277	266	256
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

4 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を以下に示す。

表 4-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1.合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	市・個人等
2.公共下水道	し尿・生活雑排水	市
3.農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	市
4.漁業集落排水施設	し尿・生活雑排水	市
5.単独処理浄化槽	し尿	個人等
6.し尿処理施設	し尿・生活雑排水	市

5 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

先に、基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとする。本市では、以下に示す生活排水処理率の目標を定め、目標達成のために、京丹後市水洗化計画に基づき、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等を進め、集合処理型施設への速やかな接続、あるいは合併処理浄化槽への転換を図るものとする。

表 4-5-1 生活排水の処理の目標

	令和 5 年度 (現在)	令和 12 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (中間目標年度)	令和 24 年度 (目標年度)
生活排水処理率	64.4%	70.8%	77.1%	83.2%

(2) 人口の内訳

本計画における計画処理区域内人口及び行政区域内人口を以下に示す。

表 4-5-2 人口の内訳

(単位：人)

	実績値	推計値		
	令和 5 年度 (2023)	令和 12 年度 (2030)	令和 18 年度 (2036)	令和 24 年度 (2042)
1.行政区域内人口	50,569	45,058	43,140	42,193
2.計画処理区域内人口	50,569	45,058	43,140	42,193
3.水洗化・生活排水処理人口	32,562	31,901	33,261	35,105

(3) 生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理形態別推計人口を以下に示す。

表 4-5-3 生活排水の処理形態別推計人口

(単位：人)

	実績値	推計値		
	令和 5 年度 (2023)	令和 12 年度 (2030)	令和 18 年度 (2036)	令和 24 年度 (2042)
行政区域内人口	50,569	45,058	43,140	42,193
計画処理区域内人口	50,569	45,058	43,140	42,193
1.水洗化・生活雑排水処理人口	32,562	31,911	33,261	35,050
(1)合併処理浄化槽	8,453	9,479	10,457	11,474
(2)公共下水道	18,698	17,354	17,795	18,606
(3)農業集落排水施設	5,294	4,967	4,900	4,865
(4)漁業集落排水施設	117	111	109	105
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,063	901	690	464
3.非水洗化人口	16,944	12,246	9,189	6,679
(1)計画収集人口	16,688	12,062	9,051	6,581
(2)自家処理人口	256	184	138	98
計画処理区域外人口	0	0	0	0

(4) 施設及びその整備計画の概要

本市における施設整備計画の概要を以下に示す。

表 4-5-4 施設整備計画の概要

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備期間
公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	15,800 人	平成 7 年度 ～令和 9 年度
	網野処理区 (網野町)	7,400 人	平成 16 年度 ～令和 9 年度
合併処理浄化槽	集合処理施設以外 の行政区域全域	市または施設設置者等により整備	

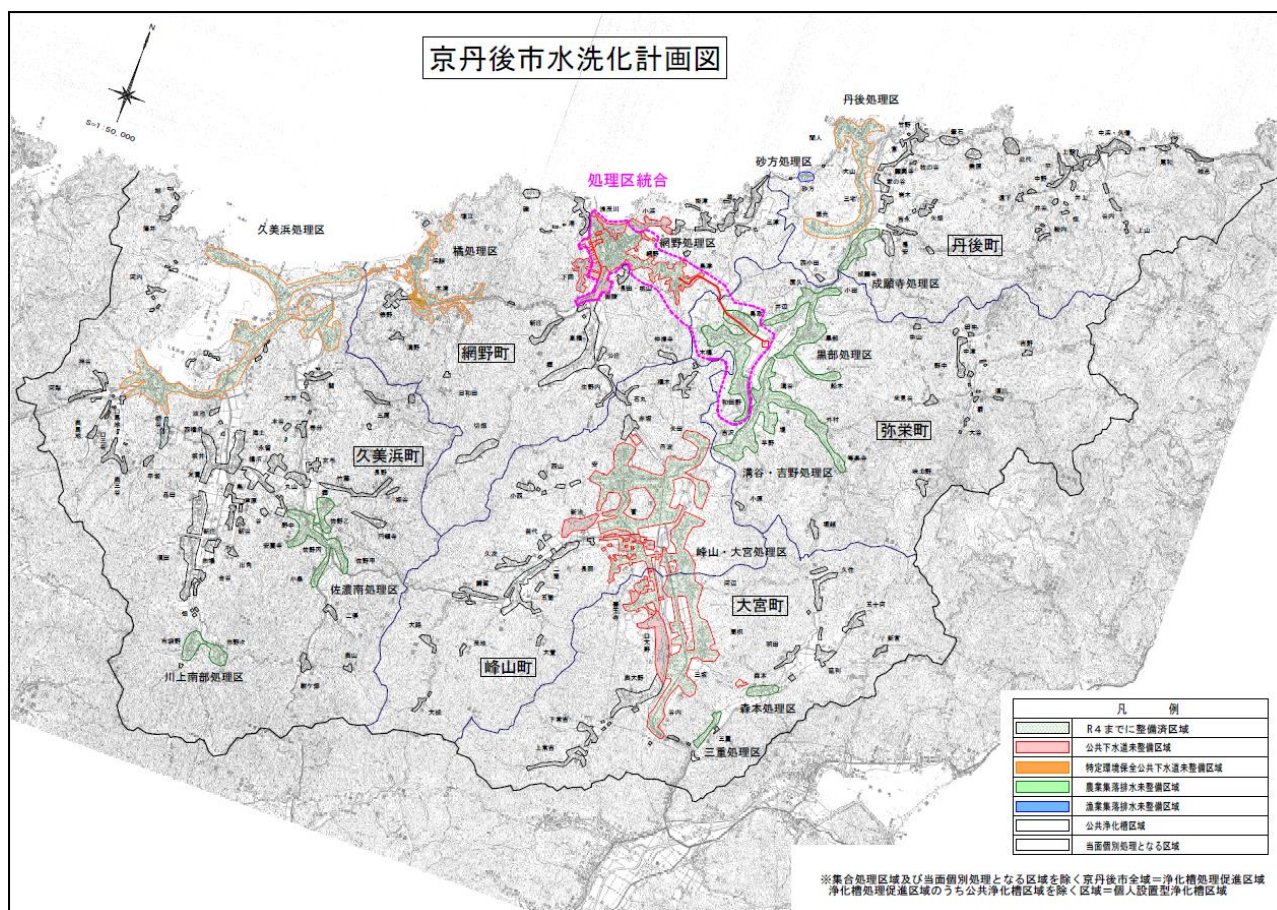


図 4-5-1 水洗化計画図

6 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

計画 1 人 1 日平均排出量については、本市の過去 5 年の実績平均値を用いた。以下に計画 1 人 1 日平均排出量を示す。

表 4-6-1 計画 1 人 1 日平均排出量

	令和元年度～令和 5 年度 実績平均値	全国平均値（参考値）
し尿	3.28L/人・日	2.83L/人・日
浄化槽汚泥	3.39L/人・日	1.70L/人・日

※全国平均値は環境省：日本の廃棄物処理（令和 4 年度版）引用

(2) 排出管理・再資源化計画

ア 排出管理に関する目標

し尿については、公衆衛生の見地から、今後もその適正処理を進めるものとし、浄化槽汚泥については、浄化槽の適正な維持管理により、公共用水域の水質汚濁負荷を抑制していくことを目標とする。

イ 排出管理の方法

生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、その適正な処理とその他の生活排水対策を自主的に行うよう努めるものとする。

本市では浄化槽の保守点検・清掃・定期検査等、適正な維持管理について、今後も引き続き周知、指導や検査を実施していくものとする。

ウ 再資源化の方法

生活排水施設から発生する汚泥は、肥料・燃料・建設資材等の幅広い活用が考えられることから、し尿処理汚泥を有効利用する方法について引き続き検討を行っていくものとする。

(3) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、現在、網野町内分については本市（直営）と委託した業者で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

本計画期間中、竹野川衛生センターの長寿命化を目的とする基幹的設備改良工事を令和 6 年度から着手、令和 9 年度に竣工し、以降、網野町のし尿等を竹野川衛生センターと久美浜

衛生センターで分散して処理し、網野衛生センターを令和 9 年度に閉鎖する方針とし調整を進めている。

今後は、取扱量の減少が想定されるため、収集・運搬体制に関する見直しを適宜行いながら、安定したし尿の収集・運搬を行っていくこととする。

イ 収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とする。し尿の収集・運搬は本市の事務とし、形態は当面の間は直営及び委託業者とし、浄化槽汚泥については許可業者により行うこととする。なお、近年ではし尿収集量の急速な減少は見られないものの、収集・運搬は継続していくとともに、施設の統廃合や手数料徴収方法の見直し等を推進し、事務の効率化に努めていくものとする。

ウ 合理化事業推進計画

公共下水道や浄化槽の普及、人口減少等の進捗に伴い、し尿収集量及び業務量は減少傾向で推移しており、今後も引き続きし尿収集量及び業務量の減少が想定されることから、合理化事業計画を策定し、適正な処理体制の確保と継続を図るものとする。

なお、合理化事業計画の推進にあたっては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）、本計画及びごみ処理基本計画策定指針等に則った運用に努めるとともに、状況に応じた計画の見直しや運用の改善を図るものとする。

エ 収集・運搬の量

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、収集・運搬量の見込みを以下のとおりとする。

表 4-6-2 収集・運搬量の見込み

(単位：kL/年)

	令和 5 年度 (現在)	令和 12 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (中間目標年度)	令和 24 年度 (目標年度)
し尿	20,683	16,108	13,001	10,493
浄化槽汚泥	12,194	12,247	12,279	12,295
合計	32,877	28,355	25,280	22,788

(4) 中間処理計画

ア 中間処理に関する目標

本市から排出されるし尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター（令和 8 年度末まで）、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適

正処理を行うものとする。

イ 中間処理の方法及び量

し尿処理施設における処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター（令和 8 年度末まで）、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において受け入れ、竹野川衛生センターにおいては、集落排水施設で発生する脱水汚泥、引抜汚泥及び公共下水道汚泥を受け入れることとする。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、再生利用について継続的に検討を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行うものとする。

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、中間処理量の見込みを以下の通りとする。

表 4-6-3 中間処理の見込み

（単位：kL/年）

	令和 5 年度 （現在）	令和 12 年度 （中間目標年度）	令和 18 年度 （中間目標年度）	令和 24 年度 （目標年度）
し尿	20,683	16,108	13,001	10,493
浄化槽汚泥	12,194	12,247	12,279	12,295
合計	32,877	28,355	25,280	22,788

ウ 処理施設及びその整備計画の概要

将来の処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少が予想されるが、処理量の変動を考慮しながら、市内処理施設の統廃合や合理的・効果的な処理（運営）を検討する。

（５）最終処分計画

ア 最終処分に関する目標

各し尿処理施設の焼却設備より発生する焼却残渣は、現状どおり全量埋立処分を行うものとする。

イ 最終処分の方法及び量

焼却残渣の最終処分は、再利用について継続的に検討を行い、その他の残渣は最終処分場にて全量埋立処分を行うものとする。

ウ 処理施設及び整備計画の概要

ごみ処理基本計画の最終処分計画に準ずる。

7 その他の方針

(1) 排出者の責務

下水道が整備されている区域及び下水道法第5条第1項第1号に規定する予定処理区域(同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。)以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。)を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設(農業集落排水施設その他の生活排水を集合処理する施設をいう。)に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

(2) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽の管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査が必要であることについて指導に努めるものとする。

(3) 地域に関する諸計画との関係

公共下水道計画等との整合性を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置を推進し、生活雑排水の適正処理について指導に努めるものとする。

第5章 地域の概況

1 位置と地勢

本市は京都府の北部、丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km の広がりを持ち、面積約 500km²を有している。市の北側は日本海に面し、その他の周囲は標高 400m～600m の山々が連なっており、そこから流れ出る竹野川などの流域に盆地が形成されている。

日本海に面する市の北側は、リアス式海岸を形成し、山陰海岸国立公園と丹後天橋立大江山国定公園に指定されているほか、日本海と日本列島誕生時のさまざまな地球の歴史を学ぶことができる貴重な海岸として、「山陰海岸ジオパーク」に認定されており、市内の 26 か所の海岸が、利用状況や景観形成上の観点（良好な景観、清潔の保持、海洋環境の保全、観光、漁業等）から特に海岸漂着物等対策を重点的、優先的に推進する必要がある区域（重点区域）となっている。



図 5-1-1 京丹後市の位置

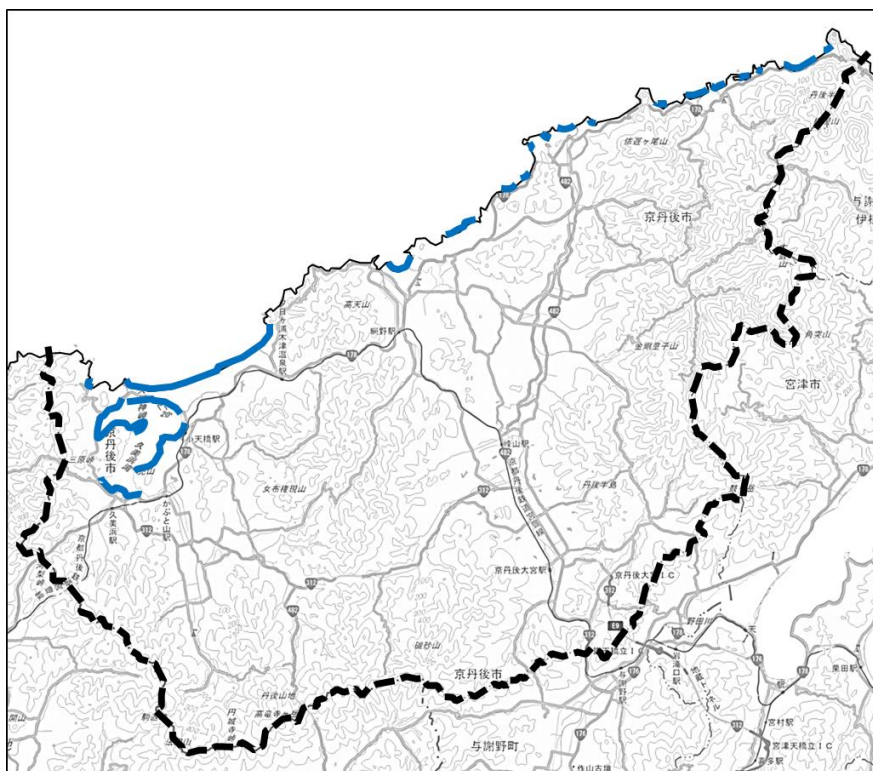


図 5-1-2 重点区域海岸の位置

2 気象

本市における過去 5 年間の気温、降水量及び日照時間を表 2-2-1 に、令和 5 年の気象の状況を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示す。本市の気候は、夏の気温が高く、冬の降雪量が多い日本海側気候に属している。なお、令和 5 年の年平均気温は 16.7℃、年間降水量は 1,984 mm である。

表 5-2-1 直近 5 年間の気象

	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降水量 (mm)	日照時間 (時間)
令和元年	16.1	36.2	0.5	1,400	1,430
令和 2 年	16.0	36.2	-0.1	1,843	1,667
令和 3 年	15.9	35.5	-4.4	1,912	1,736
令和 4 年	15.9	36.3	-1.8	1,607	1,769
令和 5 年	16.7	36.8	-2.8	1,984	1,919

資料：気象庁気象データ

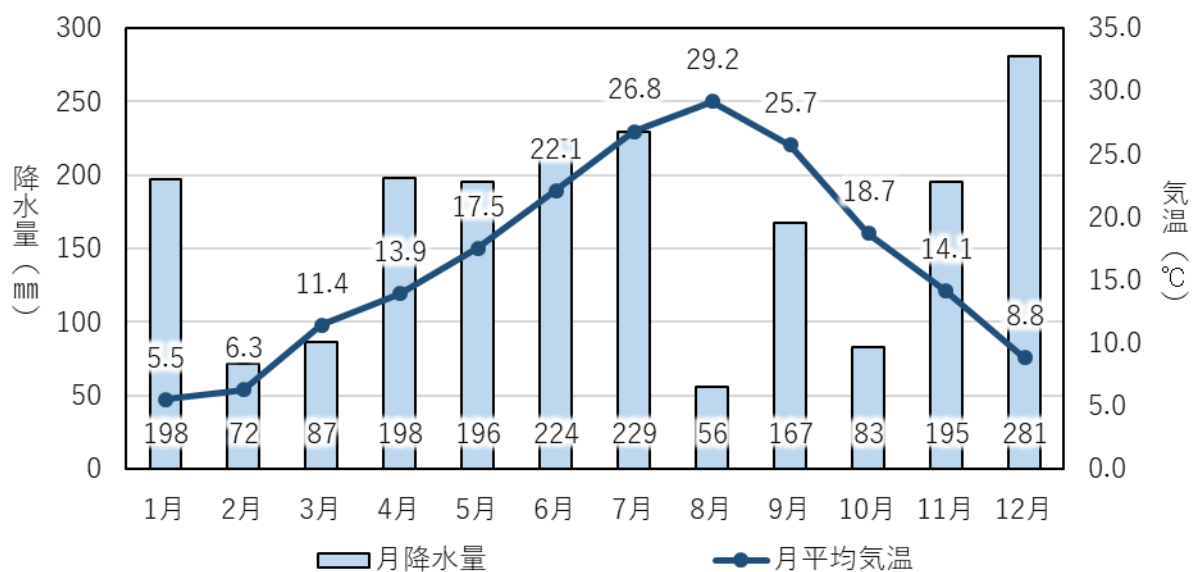


図 5-2-1 気象の状況（令和 5 年）

3 人口

（1）人口推移

本市の人口は、平成 26 年の 55,933 人から令和 5 年には、48,254 人に減少している。世帯数及び 1 世帯当たり人員についても平成 26 年の 2.7 人から令和 5 年には 2.4 人に減少している。

表 5-3-1 人口及び世帯数の推移

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
人口(人)	55,933	55,054	54,186	53,283	52,426	51,643	50,860	50,068	49,257	48,254
世帯数(世帯)	20,560	20,469	20,403	20,340	20,299	20,079	20,138	20,135	20,160	20,150
世帯当たり人口(人)	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4

資料：京都府推計人口（各年10月1日）

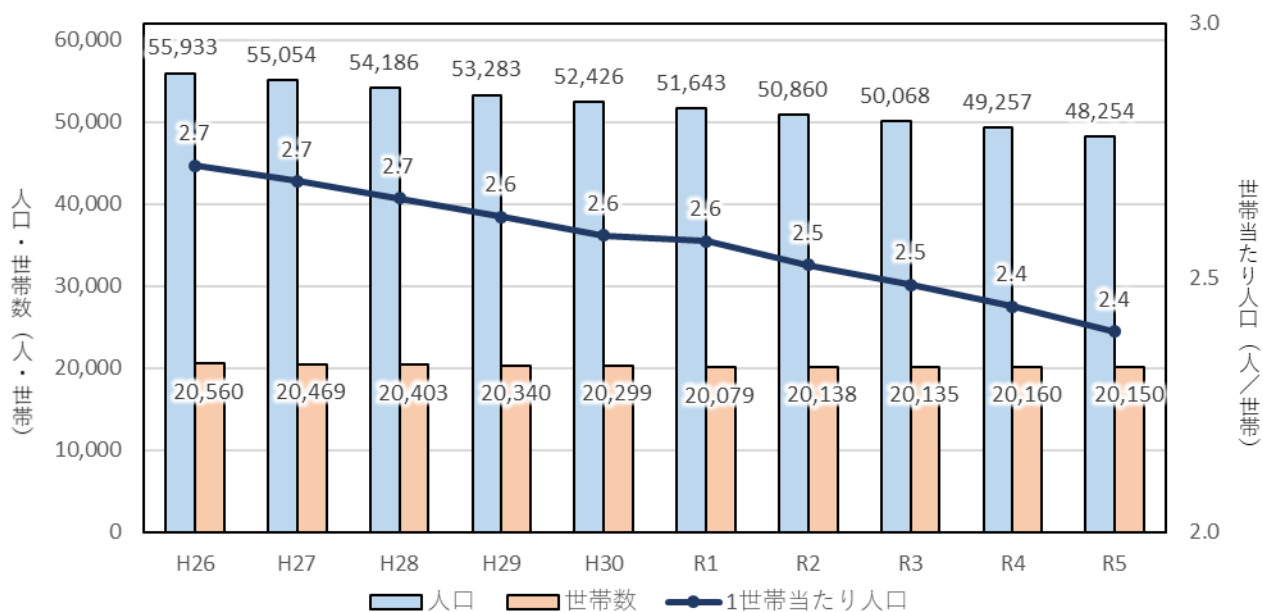


図 5-3-1 人口及び世帯数の推移

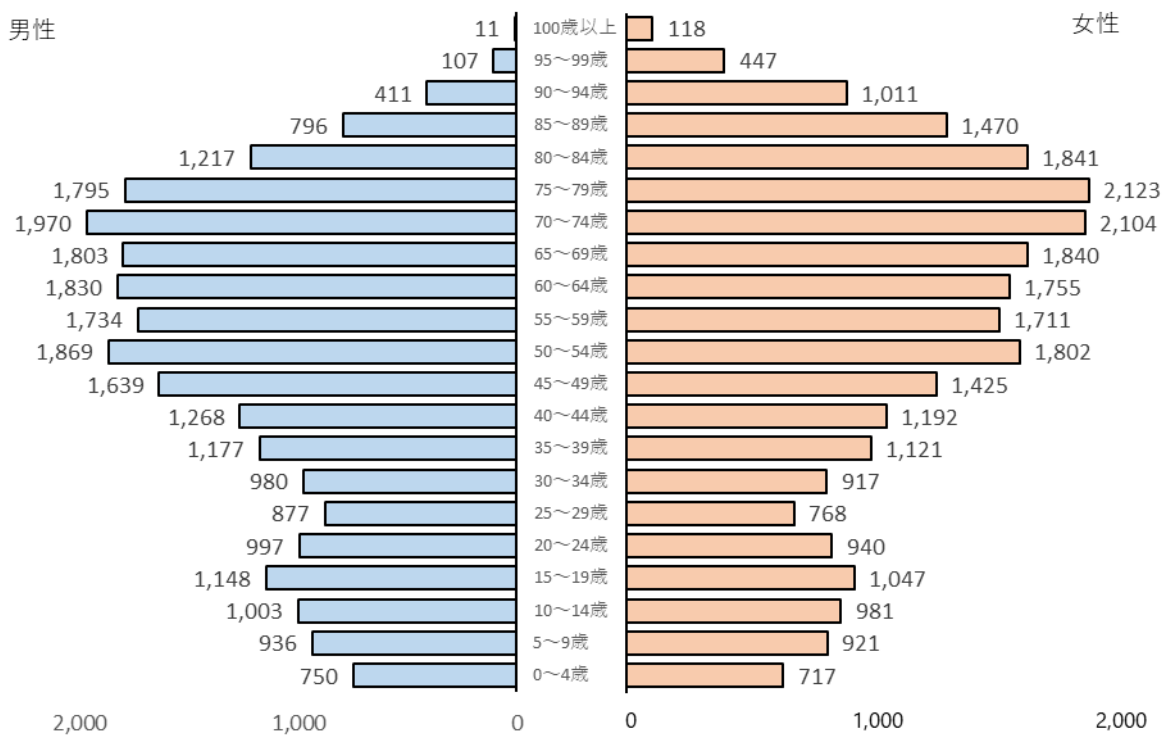


図 5-3-2 男女別・年齢別人口（令和 6 年 3 月 31 日現在）

4 産業

本市の令和3年度の事業所数は3,504事業所、従業者数は21,197人となっており、事業所数・従業者数ともに減少傾向である。

事業所数の内訳は第1次産業が1.3%、第2次産業が40.0%、第3次産業が58.7%であり、従業者数の内訳は第1次産業が2.4%、第2次産業が35.1%、第3次産業が62.5%となっており、事業所数も従業者数も第3次産業が多くを占めている。

業種別にみると「製造業」が事業所数、従業者数ともに最も多く占めており、続いて「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっている。

表 5-4-1 産業別分類の事業所数と従業者数

	H26 (2014)		H28 (2016)		R3 (2021)	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第1次産業	37	458	35	334	45	514
農業、林業	31	314	29	262	40	462
漁業	6	144	6	72	5	52
第2次産業	1,869	8,212	1,735	8,196	1,401	7,444
鉱業、採石業、砂利採取業	3	17	3	16	4	16
建設業	395	1,768	383	1,752	346	1,507
製造業	1,471	6,427	1,349	6,428	1,051	5,921
第3次産業	2,558	16,525	2,309	13,838	2,058	13,239
電気・ガス・熱供給・水道業	3	34	2	17	-	-
情報通信業	14	59	12	58	8	39
運輸業、郵便業	50	472	47	550	49	641
卸売業、小売業	818	4,299	806	4,312	698	3,624
金融業、保険業	41	436	40	388	41	410
不動産業、物品賃貸業	67	219	59	259	60	149
学術研究、専門・技術サービス業	75	279	72	218	61	210
宿泊業、飲食サービス業	486	3,025	441	2,878	360	2,705
生活関連サービス業、娯楽業	281	850	261	757	230	742
教育、学習支援業	131	1,085	77	181	68	250
医療、福祉	230	4,343	174	3,034	167	3,207
複合サービス事業	35	370	33	341	32	310
サービス業（他に分類されないもの）	327	1,054	285	845	284	952
総数	4,464	25,195	4,079	22,368	3,504	21,197

資料：経済センサス（民営事業所）

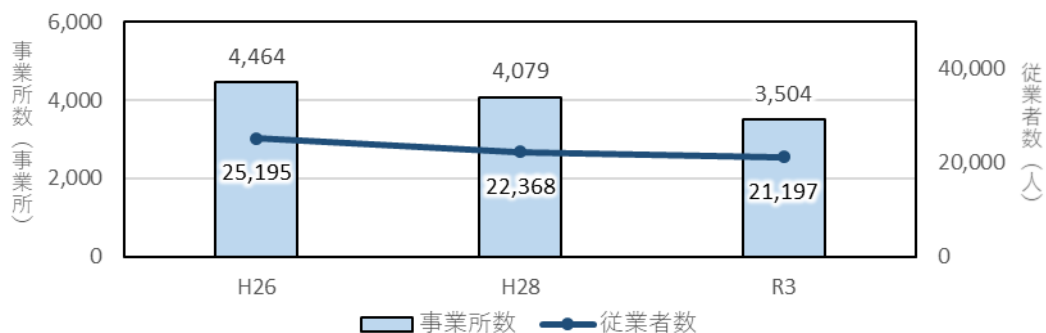


図 5-4-1 事業所数と従業者数の推移

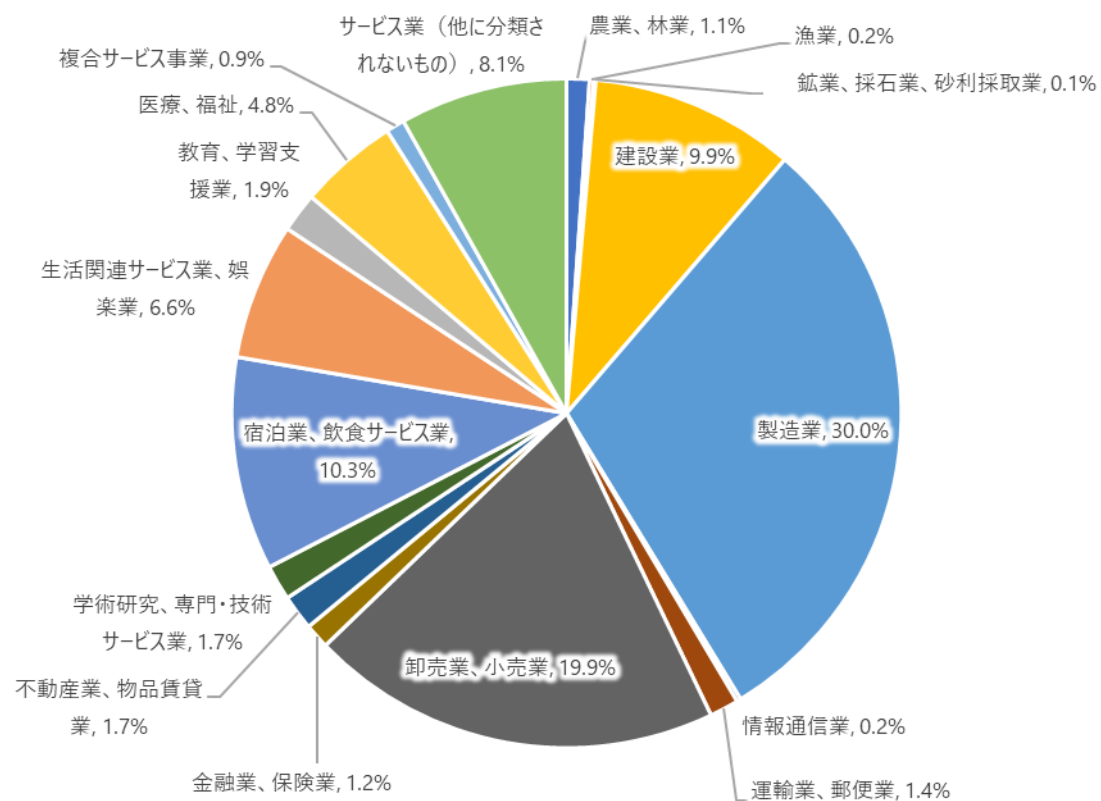


図 5-4-2 産業分類別事業所数（令和 3 年度）

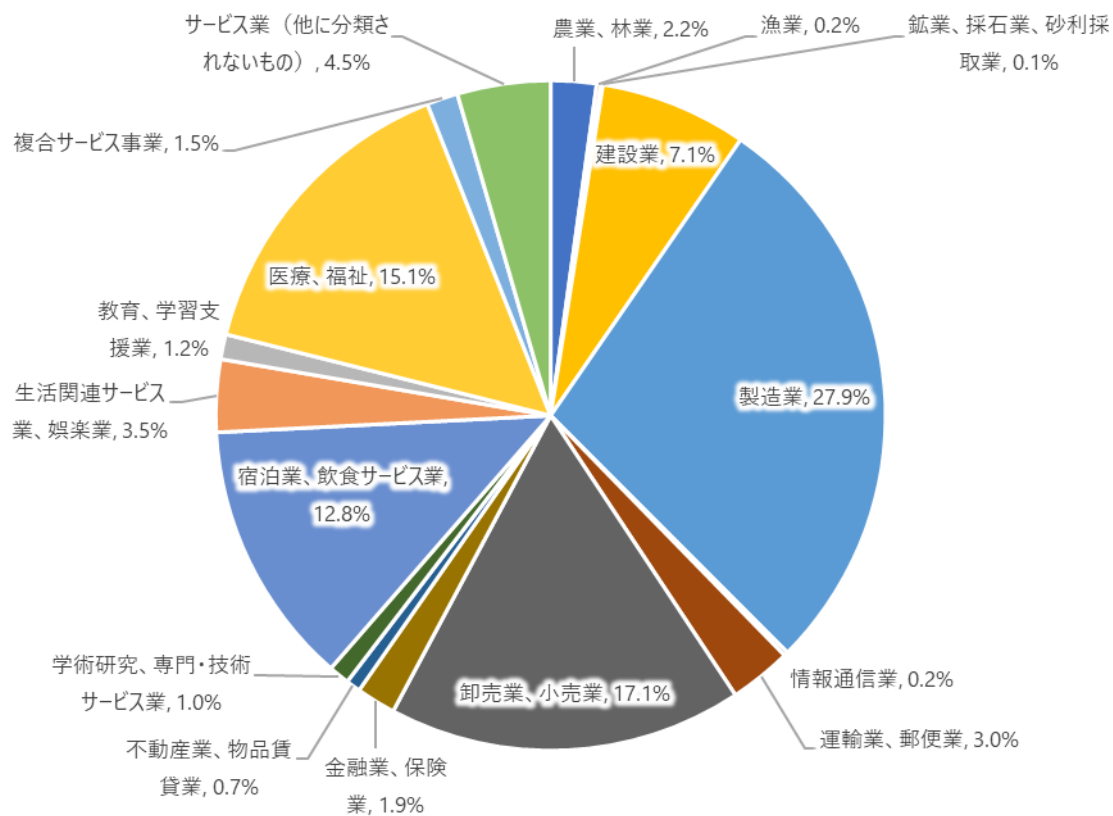


図 5-4-3 産業分類別従業者数（令和 3 年度）

5 土地利用

(1) 土地利用状況

本市の土地利用状況（課税の対象にならない土地を除く）を以下に示す。令和 5 年現在、山林に占める割合が最も多く、次いで田、畑の順となっている。

表 5-5-1 土地利用状況

	面積 (千㎡)	割合 (%)
田	38,014	22.5
畑	14,470	8.5
宅地	12,312	7.3
鉱泉地	1	0.0
池沼	40	0.0
山林	94,058	55.7
牧場	0	0.0
原野	7,185	4.3
雑種地	2,908	1.7
総面積	168,988	100.0

※令和5年1月1日現在 資料：京丹後市統計書（令和5年版）